

# 長野県特別支援教育推進計画(案)について

特別支援教育課

## 1 策定の趣旨

本県における特別支援教育の更なる充実を図るため、特別支援教育連携協議会の報告書を基に、「長野県特別支援教育推進計画」を策定する。

## 2 策定の経緯

### (1) 長野県特別支援教育連携協議会による協議

- 平成 21 年 9 月 18 日～平成 23 年 2 月 14 日の間、のべ 10 回の協議を重ねた。
- 平成 23 年 3 月 15 日「報告書」が提出された。

### (2) 長野県特別支援教育推進計画策定委員会による検討

- 教育委員会事務局、企画部、総務部、健康福祉部、商工労働部の関係各課の代表者により、平成 23 年度に 5 回開催した。その後、平成 24 年度にはパブリックコメントを受け 1 回開催し、計 6 回の検討を重ねた。

### (3) 教育委員及び連携協議会委員、関係諸団体代表者等からの意見聞き取り

- 平成 24 年 4 月～6 月の間、長野県教育委員会委員及び長野県特別支援教育連携協議会委員、小・中・高校校長会長、PTA 代表者等に素案をお示しし、いただいたご意見を計画案に反映させた。

### (4) 長野県特別支援教育推進計画(案)の公表とパブリックコメントの募集

- 平成 24 年 7 月 12 日(木)の第 943 回長野県教育委員会定例会にて計画(案)を報告し、8 月 10 日(金)までの間、パブリックコメントを募集した。

## 3 パブリックコメントの結果(別添参照)

## 4 計画の概要(概要版参照)

### (1) 位置づけ

- 本県において目指すべき特別支援教育の基本方向と、その将来的な実現に向けて、およそ 10 年後を見据え、平成 29 年度までを目安とした施策推進の方向性を示す。

### (2) 推進の方向

- ～ すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校・地域を目指して ～
- 一 各学校が、教育的ニーズに応じた教育を展開する体制
  - 二 地域の中での幅広い連携と、継続した支援の体制
  - 三 理解啓発の推進

# 長野県特別支援教育推進計画(案)

～ すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校・地域を目指して ～

平成24年9月

長野県教育委員会

## はじめに

本県では、平成 15 年度より養護学校地域化推進協議会を立ち上げ、「地域化」をキーワードに協議を行い、同協議会からの提言を基に特別支援学校分教室のモデル研究に取り組んできました。

平成 19・20 年度には、長野県特別支援教育連携協議会において、長野地区特別支援学校の再編整備のあり方について協議を行い、同協議会からの提言を基に長野地区特別支援学校再編整備計画を策定し、特別支援学校の環境整備を進めてきました。

また、教育委員会の重点課題の一つとして、不登校対策、高校再編、学力・体力の向上と共に、特別支援教育を位置づけ、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の各学校における障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進や地域における支援体制の整備に取り組んできました。

この間、平成 19 年 4 月の学校教育法の改正により、特殊教育から特別支援教育へと大きな変革がなされました。障害児への教育をめぐる世界的な動向としては、平成 6 年のサラマンカ宣言においてインクルーシブな教育<sup>\*1</sup>を目指すことが示され、平成 18 年には「あらゆる段階でのインクルーシブな教育」の実現を求める「障害者の権利に関する条約」<sup>\*2</sup>が国連総会で採択されました。

こうした流れの中、平成 23 年に障害者基本法が改正<sup>\*3</sup>されました。また、文部科学省においても中央教育審議会初等中等教育分科会に、特別支援教育の在り方に関する特別委員会が設置（平成 22 年 7 月）され、現在も今後の特別支援教育推進の在り方について協議が進められています。

こうした理念と国内外の動きを踏まえ、本県としての特別支援教育を推進する必要があると同時に、小・中学校の特別支援学級の急増の背景の分析と対応、発達障害児への支助力向上、高校における特別支援教育の推進、特別支援学校の過大規模化への対応や教職員の配置など、本県の特別支援教育をめぐる喫緊の課題への対応が求められています。

特別支援教育を確実に推進していくためには、基本方向や推進の見通しについての関係者の共通理解が必要です。このため、長野県特別支援教育連携協議会において、平成 21・22 年度の 2 年間にわたり現状と課題、今後の特別支援教育の在り方についての協議を重ね、平成 23 年 3 月に報告書をいただきました。

長野県特別支援教育連携協議会の報告書や、多くの県民の皆さまからのご意見を踏まえ、本県の特別支援教育の基本方向や、各課題項目に対する県教育委員会の施策推進の方向を示しました。また、長野県特別支援教育連携協議会において協議された、市町村や各学校等における取組の在り方についても整理し、各学校あるいは市町村において目指すべき取組の方向として例示しました。

本推進計画に基づき、各学校や地域で、障害のある児童生徒の教育・支援に携わるすべての皆さんと力を合わせ、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す教育の一層の充実を図ってまいります。

- \*1 インクルーシブな教育：障害の有無によらず、全ての子どもを対象として、一人一人の特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきであるという理念に基づいて行われる教育。（補足資料1 参照）
- \*2 「障害者の権利に関する条約」：平成18年12月に国連総会において採択された条約。障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。教育に関しては、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度（inclusive education system）を確保することを求めている。（補足資料1 参照）
- \*3 障害者基本法の一部改正：内閣府の「障がい者制度改革推進本部」及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」における検討を経て、平成23年8月5日に公布された。（教育に関する改正の概要は補足資料2 参照）

## 目次

1章 基本方向	1
2章 推進の方向	3
一 各学校が、教育的ニーズに応じた教育を展開する体制	3
I 小・中学校における特別支援教育の充実	3
1 通常の学級における特別支援教育の充実	
2 通常の学級を基盤に連続的で多様な教育対応を展開できる体制の構築	
3 特別支援学級における教育の充実	
4 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会を基盤とした連携体制の充実	
II 高等学校における特別支援教育の充実	11
1 高等学校における日常的な支援の充実	
2 就労・進学支援の充実	
3 中学校・特別支援学校との連携の充実	
III 特別支援学校における教育の充実	14
1 障害の重度・重複化、多様化への対応	
2 卒業後の生活や就労に向けた支援の充実	
3 学校力・地域力を高め活かすためのセンター的機能の充実	
4 特別支援学校の教育環境の充実	
IV 特別支援教育の地域化	21
1 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実	
二 地域の中での幅広い連携と、継続した支援の体制	23
I 地域における連携支援体制の充実	23
1 早期から継続的に支え、つなぐ相談・支援体制づくり	
2 「個別の教育支援計画」を作成し、引き継ぎ、活用するシステムの構築	
3 「特別支援連携協議会」と「自立支援協議会」の協力による支援体制づくり	
II 就学支援の充実	28
1 継続した就学相談・適切な就学判断を支えるための支援	
三 理解啓発の推進	31
1 発達障害児者支援への理解の推進	
2 共に地域で豊かに生活していくための情報発信	

# 1 章 基本方向

## 1 基本理念

平成 19 年 4 月 1 日付で、文部科学省より示されました「特別支援教育の推進について（通知）」（19 文科初第 125 号）に明記されている、以下の「特別支援教育の理念」を基本理念とします。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

## 2 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けては、幼稚園から高等学校までの教育全体、そして、通常の学級から特別支援学校までの障害の状態に応じた教育対応全体を一つの教育体制としてとらえ、その中で、持てる力を最大限に伸ばすために最も必要な教育を受けられるようにしていく必要があります。また、それはできる限り身近な地域で実現され、すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育を目指す必要があると考えます。

このことを実現するため、分けられた特定の場のみで行う教育、あるいはライフステージや分野ごとの縦割りの支援だけではなく、学校や地域が更にもつ力を高めながら、一人一人の子どもを十分に理解し、学校全体あるいは地域全体の多様な力を活かして育てる教育を目指す必要があると考えます。

そこで、以下の方向を、基本方向とします。

## 3 基本方向

- (1) 子どもたちは皆、多様な教育的ニーズを有している存在であるという認識に立ち、すべての関係者によって特別支援教育を推進することを通して、すべての子どもが輝く教育を目指します。
- (2) 支援を必要とする子どもが、自立と社会参加に向けて、できる限り身近な地域で必要な支援を受けられ、すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育を目指します。

#### 4 計画の位置づけ

- (1) この計画は、特別支援教育への転換、更には、障害者基本法の改正等を踏まえ、次期長野県教育振興基本計画の個別計画として策定する計画であり、本県において目指すべき基本方向と、その将来的な実現に向けて、およそ 10 年後を見据え、主に次期長野県教育振興基本計画と同期間（平成 29 年度まで）を目安とした施策推進の方向性を示すものです。
- (2) 社会情勢や、国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。
- (3) 県が策定する「長野県障害者プラン」等との整合を図り、関係部局等と連携しながら取り組みます。
- (4) 計画の基本方向を実現するためには、各学校、市町村、地域の支援者、保護者などがそれぞれの役割を分担し合って推進する必要もあります。この計画では、県教育委員会の施策推進の方向を主に示しながら、特に関わりのある項目については、各学校や市町村において目指すべき取組の方向についても例示しています。

#### 長野県特別支援教育推進計画と関連する計画等

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
県教育委員会				長野県教育振興基本計画					長野県教育振興基本計画				
									長野県特別支援教育推進計画				
						長野地区特別支援学校再編整備計画							
長野県				長野県中期総合計画					新たな総合 5 年計画				
				長野県障害者プラン後期計画				長野県障害者プラン 2012					
									こども・若者応援計画				
国の動向等	◆発達障害者支援法 ◆改正学校教育法施行						◆障害者基本法改正						
	◆障害者自立支援法						◆障害者総合支援法						
	障害者基本計画												

## 2章 推進の方向

### 一 各学校が、教育的ニーズに応じた教育を展開する体制

#### I 小・中学校における特別支援教育の充実

##### 1 通常の学級における特別支援教育の充実

###### (1) 現状と課題

平成 22 年度に特別支援教育連携協議会が行った調査（資料 2-2）では、長野県の公立小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒で、診断等の有無にかかわらず、発達障害等による困難さがあると考えられ、特別な支援が必要な児童生徒は 6268 人（全体比 3.4%）在籍している状況にあります。このように、通常の学級において支援を必要とする児童生徒が多数在籍しており、全ての教員が支援を必要とする児童生徒に対する理解を深め、特別支援教育の視点を踏まえた教科指導や学級経営を実践していくことが求められています。

県教育委員会では、「LD 児等サポート会議（地域の専門家を交えた事例検討会）」や「発達障害支援力アップ出前研修」等を行い、教員に特別支援教育に関する研修の機会を提供するとともに、「特別支援教育教育課程学習指導手引書」や「特別支援教育シリーズ本」、「発達障害児等を支える指導・支援事例集」などを作成して通常の学級における教育支援をサポートしてきました。

こうした中、近年は特別支援教育の視点を取り入れて授業のユニバーサルデザイン化を図る実践研究を進め、成果を上げている学校もみられます。このような実践をすべての学校へ広げ、支援が必要な児童生徒もできる限り通常の学級を基盤に学習・生活できるよう、すべての教員の専門性の向上を図っていくことが必要です。

また、通常の学級での学習や生活を支えるためには、市町村が配置する特別支援教育支援員\*1が教員とより連携して支援にあたるよう、その支援力向上や活用方法の検討が必要です。

---

\*1 特別支援教育支援員：平成 19 年 4 月から、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置に対して、地方財政措置がされている。その具体的な役割は、障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするとされている。



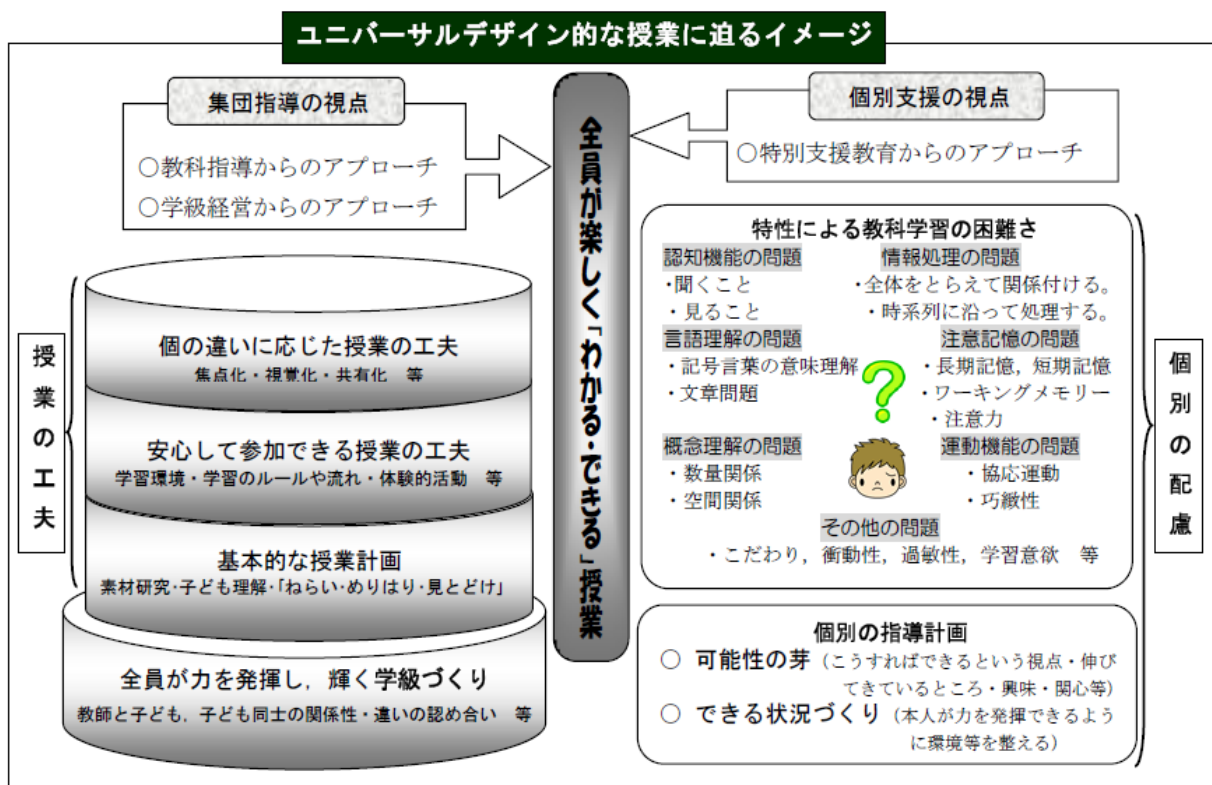
## (2) 推進の方向及び計画

ア 通常の学級において、発達障害等のある児童生徒も含めて、すべての児童生徒にとって分かる授業の実践ができるよう、授業のユニバーサルデザイン化の実践を促進するとともに、教員の専門性の向上を図ります。

- (ア) 校長、教頭、通常の学級担任、特別支援教育コーディネーターなど、それぞれの教員の役割に応じた必要な研修の機会が確保できるよう、既存の研修会や法定研修を活用しながら、県教育委員会事務局各課室が連携協力して研修を実施します。
- (イ) より多くの教員に発達障害支援に関する研修の機会が提供できるよう、当面は発達障害支援力アップ出前研修を継続するとともに、地域の中で発達障害支援に関する研修を実施できる教員等のリストを作成し、同僚性を発揮し学び合える体制を構築するなど、各校における専門性向上に向けた取組を促進します。
- (ウ) 市町村等が行う特別支援教育支援員の研修への講師派遣等の協力や、支援員の活用方法に関する情報提供等を通して、支援員の支援力向上と有効な活用を促進します。
- (エ) 平成23年度に作成した「発達障害児等を支える指導・支援事例集」の活用などを通して通常の学級における特別支援教育に関わる情報を発信するとともに、教育委員会事務局内の関係課の連携のもと、各教科領域の教育課程研究協議会等において特別支援教育の視点を加えた授業研究を進めること等により、授業のユニバーサルデザイン化（全員が楽しく「わかる・できる」授業への改善）や、子どもたちが互いの良さや違いを認め合える学級づくりを促進します。

## 各学校において目指すべき取組の方向（例）

- 子どもたちは皆、多様な教育的ニーズを有している存在であるという認識に立ち、集団指導の視点から授業改善を図ることをベースにしながら、加えて特別支援教育（個の特性による困難さへの配慮）の視点から授業改善を図ることにより、授業のユニバーサルデザイン化（「全員が楽しく『わかる・できる』授業」）を目指します。
- 児童生徒への指導・支援にあたっては、校内の生徒指導担当者、不登校支援担当者、特別支援教育担当者等が連携し合い、それぞれの視点をもって総合的に対応することを大事にします。
- 配慮の必要な児童生徒について、その子の良さや可能性の芽に視点をあてた個別の指導計画を作成し、指導と評価に活かすとともに、有効な支援情報等について次の担任に確実に引き継ぎます。
- 学級（集団）づくり、授業改善の一つの視点として、特別支援教育の視点を活かすための校内研修を、地域の人材を活用して実施します。



※図は、「発達障害児等を支える指導・支援事例集」（平成 24 年 3 月）「はじめに」より

## 2 通常の学級を基盤に連続的で多様な教育対応を展開できる体制の構築

### (1) 現状と課題

通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒等に対し、通常の学級でのチームティーチングや特別支援学級の弾力的運用<sup>\*1</sup>、あるいは校内のリソースルームを活用した支援など、支援の必要度に応じて教育対応を展開できる校内支援体制を工夫し成果を上げている学校があります。平成23年度に県教育委員会が行った調査（資料2-3）によると、全体の8割以上の小中学校が、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対し通常の学級以外の場所で何らかの指導・支援を行っています。しかし、適切な指導内容を決め出す方法や評価の仕方、指導者の専門性の向上を課題に挙げる学校も多くみられます。また、学校の規模やその年度の教員体制等によって工夫できる体制が異なり、教職員の理解や意識等によって取組に差が生じているのが実情です。

LD・ADHD等通級指導教室は、平成24年度現在、県下に10教室開設されていますが、通級による指導<sup>\*2</sup>が必要な児童生徒数に対して不足している現状にあります。また、他校への通級は、本人や保護者に、距離的、時間的、心理的な困難さが伴うため利用に至らないケースがあり、自校で必要な支援が受けられる体制が求められています。更に、通級による指導の成果や指導に関わる専門性を通常の学級での指導に活かしていくことが大切であり、LD・ADHD等通級指導教室担当教員による通常の学級担任への情報提供や支援が求められています。

通級による指導を含め、支援の必要度に応じた連続的な支援ができる体制が整っていない状況、あるいは、そうした支援の必要性を見極め適切な指導を行う専門性が十分でない状況では、通常の学級での学習が困難になると、特別支援学級への在籍を選択せざるを得ないケースが生じていると考えられます。

こうした課題に対し、長野県特別支援教育連携協議会からは、①すべての小中学校に「発達支援室（仮称）」（校内支援体制の一つとしてリソースルーム等を活用した一部特別な支援を行う場）を設置すること、②LD・ADHD等通級指導教室を計画的に増設すること、③特別支援学級の弾力的な運用の在り方について検討することを、相互のバランスや関連性を検討し、通常の学級に在籍する、一部特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の支援の必要度に応じた教育対応を連続的に展開できる体制を構築することが提言されました。

### (2) 推進の方向及び計画

ア 一部特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級を基盤に、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられる連続的で多様な教育対応を展開できる体制について、モデル研究を通して検討し、ガイドラインを示して普及を図ります。

(ア) 「校内のリソースルーム等を活用した一部特別な支援」を含む、連続的な教育対応を展開する校内支援体制について、モデル研究（平成24・25年度）を実施し、実践モデルを発信します。また、研究の成果と課題を基に、各学校が実情に応じて校内支援体制を構築・運営するためのガイドライン（体制構築のポイントや具体例、

対象児童生徒の実態把握や支援方針の見極め、適切な指導内容・指導方法等)を作成し、各学校における体制整備を促進します。

(短期目標：平成 25 年度末にモデル研究の成果発信、平成 26 年度にガイドラインの作成)

- (イ) 各小中学校の体制構築を支援するために LD・ADHD 等通級指導教室が果たすべき役割(中核となるコーディネーターとしての役割)について、モデル研究の結果を踏まえて検討するとともに、将来的な増配置の在り方について方向性を示します。

---

\*1 特別支援学級の弾力的な運用：特別支援学級の弾力的な運用とは、通常の学級に在籍する LD・ADHD などの発達障害等がある児童生徒に対する支援方法の一つで、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じるために、特別支援学級の場合と担当教員の専門性を校内体制の中で弾力的に活用して指導・支援を行うこと。

特別支援学級の弾力的な運用には、以下のような例がある。

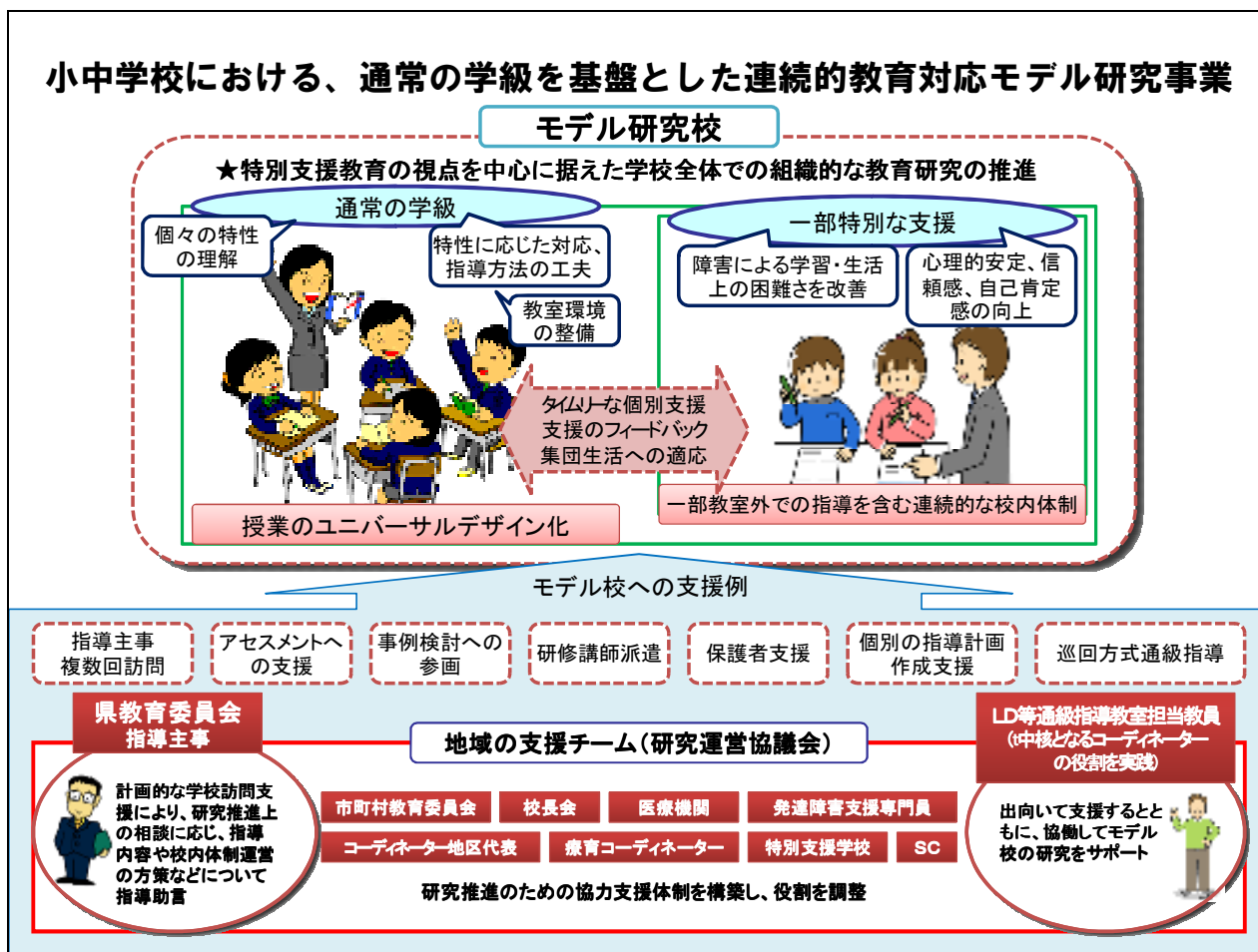
1. 特別支援学級担当教員が在籍児童生徒の指導を果たした上で、放課後等の時間に個別指導を行う。
2. 特別支援学級在籍児童生徒が交流及び共同学習に行くことで、特別支援学級担当教員の週の時間割に空きが生じて個別指導を行う。
3. 特別支援学級に他の教員が指導に来るため特別支援学級担当教員の週の時間割に空きが生じて個別指導等を行う。
4. 特別支援学級の教員が、障害のある児童生徒に付き添って通常の学級に入り、特別支援学級の児童生徒の指導等に加えて LD 等の児童生徒の支援をする。
5. 特別支援学級の児童生徒と LD 等の児童生徒が一緒の場で、指導を受ける。
6. 特別支援学級担当教員が、通常の学級に教科指導に行き、当該教室に在籍する LD 等の児童生徒を視野に入れて丁寧な授業を行う。等

[「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」中間報告書(国立特別支援教育総合研究所 平成 17 年 8 月)より一部抜粋]

特別支援学級の弾力的な運用にあたっては、特別支援学級や校内支援体制の実情を踏まえ、特別支援学級在籍児童生徒の生活及び特別支援学級担任の負担に配慮することが必要となる。

\*2 通級による指導：小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導(障害の状態の改善・克服を目指す自立活動の指導や教科指導の補充)を特別の場で行う教育形態のこと。

◇小中学校における、通常の学級を基盤とした連続的教育対応モデル研究事業概要図



◇ モデル研究を受けた推進のイメージ

年次	項目	推進事項
H24 ～25	「連続的教育対応モデル研究」実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化の実践研究と、校内支援体制に係る実践研究を一体的に実施</li> <li>研究成果の発表</li> <li>モデル研究の検証（長野県特別支援教育連携協議会）</li> <li>LD・ADHD 通級担当者の養成・研修体制の整備</li> </ul>
H26	モデル研究の成果の普及 モデル研究を受けての通級指導教室拡充の計画再検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内体制運営等に係るガイドライン作成→全小中学校へ周知</li> <li>小中学校における LD・ADHD 通級教室の将来的な配置や、中核となるコーディネーターとしての役割等についてあらためて検討し、具体的な計画を作成</li> </ul>
～ H29	LD・ADHD 等通級指導教室の拡充 機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において実情に応じて「連続的な教育対応」を実践</li> <li>LD・ADHD 等通級指導教室の適切な教室配置を推進</li> <li>各地域での中核となるコーディネーター（LD・ADHD 等通級指導教室担当教員等）が機能するネットワークの充実を図る。</li> </ul>

### 3 特別支援学級における教育の充実

#### (1) 現状と課題

特別支援学級の設置数、在籍者数がともに増加しているとともに、在籍者の障害の状況が多様化しています。特に、長野県においては、自閉症・情緒障害特別支援学級の学級数、在籍者数が大きく増加してきている現状にあります。この要因のひとつとして、通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒の通常の学級での生活や学習上の困難さが増し、二次的に情緒面での困難さを生じて、より特別な支援を必要として特別支援学級に入級するケースが増加していることが考えられます。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の学習上又は生活上の困難さは様々であり、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づく、一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導が求められています。特に、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成や自立活動の実践を一人一人の教育的ニーズに応じて行うには担当教員の高い専門性が必要です。さらに、中学校の特別支援学級在籍者のうち、約6割の生徒が高等学校に進学していることなどから、将来の自立と社会参加に向けた長期的な展望に立ち、交流及び共同学習の計画的実践や、可能な限り通常の学級在籍への移行を促すこと、進路指導の積み重ね等、より専門性の高い指導が求められています。

こうした現状を踏まえて、特別支援学級担当教員の専門性の向上と教育内容・方法の充実を図っていくことが重要です。

#### (2) 推進の方向及び計画

**ア 特別支援学級担当教員の専門性の向上を図り、特別支援学級における指導の充実を推進します。**

(ア) 特別支援学級・通級指導教室の新任担当教員を対象とした研修会や、特別支援学級における進路指導に関する研修会を継続して実施するとともに、特別支援学級における教育課程編成や自立活動の視点を踏まえた指導に関する情報提供を行い、特別支援学級担当教員の専門性の向上を図ります。

(イ) 特別支援学級の適切な運営と、個別の教育支援計画及び、個別の指導計画に基づく指導の充実を図るために、特別支援学級の運営・指導に関する基本事項を整理し、基本指針を示します。(p.29 参照)

(短期目標：平成 25 年度、基本指針の提示)

(ウ) 特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育課程を明確にすることを推進するとともに、児童生徒が持てる力を最大限に発揮し、自己肯定感を高めることができるよう、個別の指導計画に基づく指導の推進について、指導主事の学校訪問等により必要に応じて支援を行います。

## 4 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会等を基盤とした連携体制の充実

### (1) 現状と課題

長野県では、平成 16 年度から小学校に、平成 17 年度から中学校に、平成 20 年度から高等学校において、特別支援教育コーディネーター\*1を指名しており、全ての学校に特別支援教育コーディネーターが指名されています。また、郡市単位の各地域に小中学校特別支援教育コーディネーター連絡会が組織され、地域主体の研修会や事例検討会等の開催、中学校区ごとの情報交換会等が実施されています。さらに、地域によっては、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校合同の特別支援教育コーディネーター連絡会が開催されるなど、各学校や地域のつながりを意識した支援体制が整備されつつあります。

しかし、各校の特別支援教育コーディネーターは専任配置ではないため、日々の授業に加え、保護者支援、支援会議の運営、校内支援体制の組織、通常の学級担任への支援等のコーディネーターに係る業務を十分に行う余裕がない実情にあります。一方、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等からの特別支援学校への相談件数は年々増加しており、地域の学校間で専門的視点から相互に支援し合える機能が求められています。

### (2) 推進の方向及び計画

**ア 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会を基盤として、連携の充実、地域の教員全体の支援力向上などを図る体制を目指します。また、その中核となるコーディネーターの在り方について検討します。**

(ア) 各地域の特別支援教育コーディネーターの代表者等からなる「特別支援教育地区代表者会」を継続して開催し、情報の提供、各地域の情報交換、方向性の検討等を行うことを通して、各地域の特別支援教育コーディネーター連絡会がより主体的に機能し、充実するよう支援します。

(イ) 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会の運営や、高い専門性をもとにした各学校への支援などに対応する、地域の中核となるコーディネーターの配置について研究を進めます。

(ウ) 当面は、LD・ADHD 等通級指導教室担当教員が、他校から通級する児童生徒を指導する従来の他校通級方式だけでなく、近隣の学校へ出向いて指導する巡回方式や、他校の LD、ADHD 児等の支援についての相談、支援会議への参画など、中核となるコーディネーターの役割を果たすことができる体制について、モデル研究を通して検討し、その成果と課題を踏まえて体制を整備します。

(エ) 中核となるコーディネーターを担う人材の養成の在り方や、特別支援学校で地域支援の能力や知識を身に付けた教員を計画的に地域の中核となるコーディネーターとする人事交流の在り方などについて検討します。

---

\*1 特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のために、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。

## II 高等学校における特別支援教育の充実

### 1 高等学校における日常的な支援の充実

#### (1) 現状と課題

長野県では、中学校の特別支援学級に在籍する生徒の約6割が高等学校に進学しています。しかし、学校教育法第81条においては高等学校においても特別支援学級を置くことができるとされていますが、特別な教育課程編成や教員配置について学校教育法施行令等による定めがないため、特別支援学級を高等学校に設置することはできません。高等学校では中学の特別支援学級のような少人数クラスにおける、きめ細かな支援を行うことは難しい状況にあります。また、高等学校においては、支援を必要とする生徒が特定の課程・学校に偏在している実態もあります。特にこうした学校では、発達障害等のある生徒に対する具体的な支援ができる教職員の専門性の向上及び、専門性の高い人材の配置のほか、環境面の整備も必要です。

さらに発達障害等のある生徒が高等学校卒業後の進路先で不適応を起こし、離職やひきこもり等につながることも懸念されます。支援を必要とする生徒に対して、高等学校在学中から将来の自立に向けた支援の充実を図ることが求められており、入学前から卒業後へとつながる一貫した支援の重要性が高まっています。

#### (2) 推進の方向及び計画

**ア 発達障害等のある生徒に対する支援を効果的に行うために、高等学校における支援体制の研究をさらに進め、各校の実態に応じた体制整備を促進します。**

(ア) 県研究指定校における実践研究を継続し、必要に応じて発達障害等のある生徒への相談対応ができる場の確保や常時対応するための校務分掌上の工夫など、校内体制に関する研究成果を広く発信することを通して、各校の校内支援体制充実に向けた支援を行います。

(イ) 発達障害のある生徒など、支援の必要な生徒が多数在籍する高等学校の支援の充実を図るため、特別支援学校や地域の支援機関等の活用を促進するとともに、支援にあたる人員及びその活用の在り方を研究します。

**イ 生徒の多様な実態、教育的ニーズに応える特色ある教育課程・教育内容の研究を進め、発達障害等のある生徒への多様な支援を展開します。**

(ア) 授業のユニバーサルデザイン化について継続的に発信するとともに、発達障害のある生徒等に対する指導に実績のある私立学校等との共同研究会を開催するなど、教職員の専門性向上を図ります。

(イ) 多様なニーズに応じられる教育課程、学校設定教科・科目、指導内容の研究を進め、県内高等学校に発信します。



- (ウ) 発達障害等のある生徒の単位修得等、個々の状態に応じた支援の在り方を研究します。

## 2 就労・進学支援の充実

### (1) 現状と課題

発達障害のある生徒は対人関係やコミュニケーション面での困難さから、持てる力を十分に発揮できず、就職や進学時の面接・試験等においてつまづくこともあります。卒業後の自立と社会参加を実現するためには、社会生活を送る上で必要な知識、技能、態度を学ぶことや、在学中から支援体制が構築され、引き継がれることが求められます。

高等学校においては、障害のある生徒への指導の経験や、就職や進学に際して活用できる支援策等についての知識等は十分とは言えないため、特別支援学校や地域の支援機関を活用しながら、指導の充実を図ることが求められています。

### (2) 推進の方向及び計画

**ア 関係機関との連携を促進し、キャリア教育、就労・進学支援の充実を図ります。**

- (ア) キャリア教育・職業教育実施にあたって地域の支援機関を活用できる環境整備に努め、発達障害のある生徒等が自己理解を深め、必要に応じて支援を得ながら自立し社会参加していけるように、卒業後の生活において必要な知識、技能、態度を学ぶことができる指導の充実を図ります。

(短期目標：平成 24 年度から地域の就業・生活支援センター等を活用した SST を実施。)

- (イ) 特別支援学校と高等学校の進路指導担当者が障害のある生徒の特性に応じた進路指導の在り方や外部機関との連携の在り方などについて情報交換・協議できる機会を設定し、進路指導の充実を図ります。
- (ウ) 障害者の雇用を支援するための制度等について教員の理解を深めるとともに、障害者民間活用委託訓練\*1等を就労支援に活用するなど、外部機関と連携した支援を推進します。
- (エ) 大学等への進学を希望する生徒で、特別な配慮を必要とする生徒が、持てる力を発揮できる環境づくりについて研究を進めるとともに、進学先でも支援が継続できるように、必要に応じて支援情報の引き継ぎを進めます。
- (オ) 中退・卒業後の生活においても継続的な支援が必要な生徒については、在学時から地域の支援機関との支援体制を構築し、支援情報を引き継ぐことができるよう地域の支援機関との連携を促進します。

---

\*1 障害者民間活用委託訓練：平成 16 年度に始まった厚生労働省の事業で、障害者の就職・就業を促進するため、障害者が居住する地域で、障害者の適性や地域における障害者雇用ニーズに対応した多様な職業訓練を企業等に委託して実施するもの。特別支援学校高等部等の就職を希望する 3 年生を対象にした「特別支援学校早期委託訓練」などがある。

### 3 中学校・特別支援学校との連携の充実

#### (1) 現状と課題

発達障害のある生徒等、支援の必要な生徒が高等学校進学後も集団の中で力が発揮できるように、小・中学校における指導経過や支援情報を学力検査後に中学校から高等学校に伝え、高等学校入学直後から必要な支援を受けられるようにする必要があります。また、発達障害のある生徒等への支援策や進路指導・キャリア教育に関する知識等においては高等学校ではまだ不十分な面があり、特別支援学校と連携を図ることを通して専門性を高め、より一層の支援の充実を図る必要があります。

#### (2) 推進の方向及び計画

ア 中学校・特別支援学校との情報交換および協議を深める機会を設定し、生徒支援のために校種間の連携を図ります。

(ア) 中学校におけるプレ支援シートの作成を促すとともに、中学校・高等学校双方のコーディネーターによる情報交換を目的とした連絡会の設置を推進します。

(短期目標：平成 25 年度までに各地区で連絡会を設置)

(イ) 特別支援学校と高等学校の進路指導担当者が障害のある生徒の特性に応じた進路指導の在り方や外部機関と連携した就労・生活支援の在り方などについて情報交換・協議できる機会を設定し、進路指導の充実を図ります。

### Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

#### 1 障害の重度・重複化、多様化への対応

##### (1) 現状と課題

特別支援学校の幼児・児童・生徒の障害は重度・重複化、多様化が進んでいます。

現在の各特別支援学校の現状を見ると、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校では、主障害に加え、複数の障害を併せ有する重複障害の児童・生徒が増加傾向にあります。

知的障害特別支援学校では、在籍者数が増加するとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒や知的障害を伴う自閉症又は自閉傾向のある児童生徒が増加しています。

その一方で、知的障害特別支援学校高等部の平成23年度入学生を見ると、中学校（特別支援学級及び通常の学級）から入学してきた知的障害の程度が比較的軽度の生徒が約56%を占めているという状況にあります。

病弱特別支援学校では、自立活動を主とした教育課程を編成する障害の重い児童生徒から、病気のため入院・通院し、学年相当の教科等の学習を主とする児童生徒まで、教育的ニーズの多様化が進んでいます。

こうした現状から、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の更なる充実を図るために、各特別支援学校の専門性を活かし合い、複数の障害種に対応できる体制の構築、「個別の指導計画」に基づく個に応じた指導・支援の充実、個々の教育的ニーズに応じることができる教員の専門性の向上、障害の特性に応じた特色ある教育課程の開発などが必要となっています。

また、医療的ケアに関して、特別支援学校への看護師配置を開始した平成17年度は、医療的ケアの必要な児童生徒が45名であったのに対し、平成23年度では85名と、約2倍に増加しています。今後も対象となる児童・生徒の増加や新たな医療的ケアの手技等に応じ、安心・安全な医療的ケアの実施体制を整えていく必要があります。

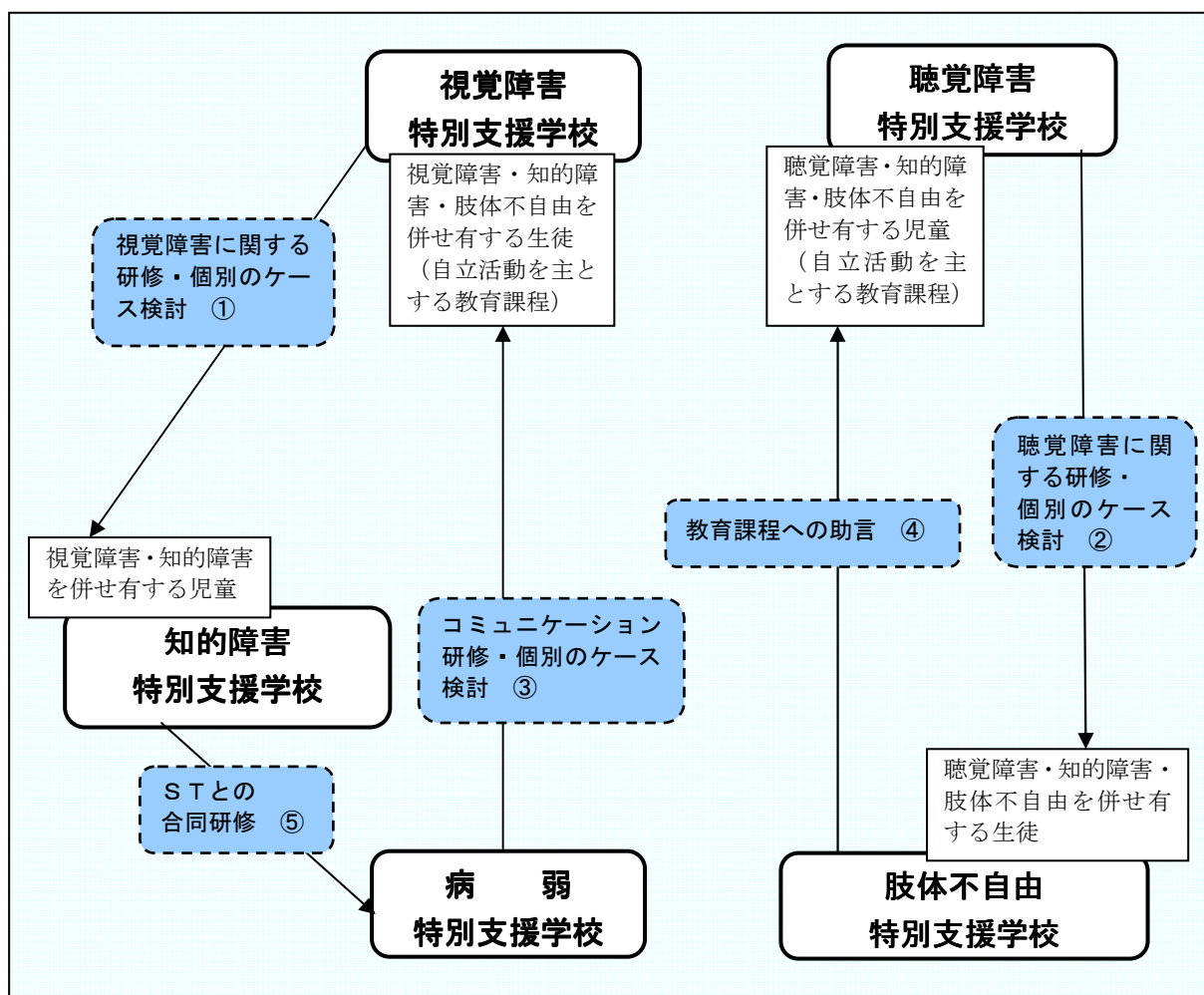
特別支援学校の寄宿舎においても、入舎している児童生徒には多様な教育的対応が求められてきており、教室と寄宿舎とが連携し互いの専門性を活かして生活を支える取組や、今後の寄宿舎の在り方を検討する必要があります。

(2) 推進の方向及び計画

ア 障害の重複化に対応できるように、各特別支援学校の有する専門性を相互に活かす体制や、外部専門家と連携した支援ができる体制を整備するとともに、複数の障害種に対応する学校の在り方について検討します。

- (ア) 特別支援学校間で自立活動担当教員等の人材を相互に活用し合える環境を整備し、各学校の児童生徒の様々な教育的ニーズに対応する取組を進めます。
- (イ) 児童生徒の様々な教育的ニーズに対応するため、必要に応じてPT・OT・ST等外部専門家を活用することができる体制について研究します。
- (ウ) 障害種ごとの専門性を活かしつつ、各学校の実情に応じ、複数の障害種に対応する学校の在り方、及び名称の在り方について検討を進めます。

〈児童生徒の様々な教育的ニーズに対応する学校群としての取組例〉



- ①～③ 各特別支援学校の障害特性に応じた指導・支援の専門性を他校に活かすことが考えられます。また、個別のケース検討を行ったりすることも考えられます。
- ④ 児童生徒の教育的ニーズに対応した新しい教育課程編成についての助言を行うことが考えられます。
- ⑤ 外部専門家からの情報を他校とも共有し、研修を行うことなどが考えられます。

**イ 各特別支援学校において、計画的・組織的に実践研究を進め、日々の授業の充実を図ります。**

- (ア) 研究・研修主任会、自立活動担当者会の活動を支援し、各特別支援学校において、個別の指導計画に基づいた、日々の授業を更に改善していく取組を促進します。
- (イ) 特別支援学校間において、他校の実践を自校の実践に活かせるように、互いの授業実践を通して学び合える体制について検討します。

**ウ 自立活動担当教員の配置の拡充と専門性向上を図ることにより、自立活動の充実を図ります。**

- (ア) 自立活動担当教員を各部ごとに計画的に配置・増員し、児童生徒の様々な教育的ニーズへのよりきめ細やかな対応を促進します。
- (イ) 自立活動における支援・指導の内容が充実するように、校長会、自立活動担当者会を通じて、担当教員の専門性向上を図る方策や、それぞれの専門性を活用する方策について検討します。

**エ 免許法認定講習の充実、校外研修への参加促進・校内研修の充実により、各教員の更なる専門性の向上を図ります。**

- (ア) 特別支援学校教諭免許状を有するものを対象とした特別支援学校教員の新規教員採用を進めるとともに、特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習について、日程の工夫等、受講をしやすい環境作りに努め、非保有者の免許取得を促進し、特別支援学校教諭免許状の免許保有率の向上を図ります。

(中期目標：免許保有率平成 22 年度 60%→平成 29 年度 90%以上)

- (イ) 初任者研修、経年研修等をはじめ、発達障害支援センター、各地区の自立支援協議会療育部会等外部機関による研修機会の活用や、特別支援学校間の人材を活用した校内研修など、様々な機会を活用して教員の専門性向上を図ります。

**オ 児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育課程編成の在り方について研究を進めます。**

- (ア) 平成 25 年に開設予定の長野養護学校三輪教室においては、社会性の伸長等に重点を置いた教育課程編成を行い、実践の経過及び成果を発信していきます。
- (イ) 特別支援学校高等部では、教育的ニーズに応じたコース制の検討や、キャリア教育の充実のための教育課程等の実践研究を進め、研究の成果等、必要な情報を発信

します。

**カ 医療的ケアの必要な子どもが、安心・安全に学校生活を送れるよう、看護師を配置するとともに、安全で適切な医療的ケアを行うための研修体制や、関係機関の連携体制を整備します。**

(ア) 特別支援学校における医療的ケアの実施状況や対象児童生徒数の推移等を検討し、看護師配置を充実します。

(イ) 医療的ケアの安心・安全な実施に向けた諸課題について、国の動向等を注視しながら、引き続き医療的ケア運営協議会において検討します。

(ウ) 医療的ケアに関する専門知識の向上を図り、安全な教育活動が行われるよう、専門機関と連携した看護師研修会、担当教員医療的ケア研修会、校内体制の整備に向けた医療的ケアコーディネーター連絡会を開催する等の体制を整備します。

また、小・中学校における医療的ケアに関して、市町村教育委員会等に対して必要な情報を提供するとともに、市町村が配置する看護師等へも研修の機会を提供するなどの支援をします。

**キ 学校・寄宿舎・保護者の連携のもと、一人一人の社会自立に向けた支援の充実を図るとともに、今後の寄宿舎の在り方について検討します。**

(ア) 寄宿舎指導員への研修等を通して、寄宿舎、教室、保護者が連携した個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく生活指導や卒業後の自立した生活づくりに向けた支援の充実を図ります。

(イ) 寄宿舎設置の役割、寄宿舎の運営上の観点等から、長期的な展望のもとに、今後の寄宿舎の在り方を検討します。

## 2 卒業後の生活や就労に向けた支援の充実

### (1) 現状と課題

特別支援学校卒業後の状況については、卒業とともに一般就労する生徒、就労移行支援事業所等を経て一般就労を目指す生徒、福祉的な就労をする生徒等多様な進路対応が必要となっています。

また、一般就労の率は、近年 20%を下回る状況が続いています。各特別支援学校では、現場実習を通して、それぞれの生徒の希望や適性に合った進路選択を進めてきていますが、職場開拓の一層の充実とともに、実習中の支援の充実、更には、実習受け入れ先である企業の理解・啓発の取組が必要です。

更に、卒業後の生活や就労へのスムーズな移行と充実のために、長期にわたりサポー

トの窓口となる支援者や情報を共有して支援する生徒一人一人の支援ネットワークを構築していく必要があります。

## (2) 推進の方向及び計画

**ア 一人一人のニーズに応じた進路実現のために関係機関と連携した就労支援の充実を図ります。**

(ア) 県自立支援協議会就労支援部会に教育委員会事務局も参画し、連携しながら就労や生活を支える方策について協議するとともに、地域の課題や好事例について情報共有を図り各学校と関係機関との連携を促進します。

(イ) 関係部局やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等と連携し、実習先の確保につながる情報の収集や、関係機関が有する専門性の活用により、現場実習における支援の充実を図ります。

**イ 一人一人のニーズに応じた進路実現のため、企業の理解・啓発を図っていきます。**

(ア) 労働局、ハローワーク、労働雇用課、障害者支援課等、関係機関・部局と連携して、経営者団体等への働きかけや、障害者雇用・実習の受け入れ等に積極的な企業等の事例紹介を通して、民間企業等の理解促進を図ります。

(イ) 各特別支援学校が関係機関と連携しながら、民間企業等を対象とした学校見学会や障害者雇用セミナーを実施する等、圏域の企業の理解を促進する取組を推進します。

### 各特別支援学校において目指すべき取組の方向（例）

- ・ 一人一人のニーズに応じ、将来を見通した支援ネットワークを構築し、現場実習の機会を活用した支援会議等を行い、支援の充実を図ります。
- ・ 支援ネットワークを活用して、「個別の移行支援計画」を作成・活用し、一人一人の生徒の自立と社会参加を促進します。
- ・ 関係機関と連携しながら圏域の企業に対して、理解・啓発を行います。

### 3 学校力・地域力を高め活かすためのセンター的機能の充実

#### (1) 現状と課題

県下の特別支援学校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を活かし、地域における特別支援教育のセンターとして、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における校（園）内支援体制づくりや発達障害等のある幼児・児童・生徒に対する適切な指導及び必要な支援に関する助言・援助を行ってきました。

年々、特別支援学校に寄せられる相談は増加してきており、平成 22 年度には、特別支援学校 1 校あたり年間延べ 1000 件以上に及ぶ相談が寄せられている現状にあります。また、その相談は、個々の教育相談や諸検査の実施等、個別的な対応が多くを占めています。

このような現状の中、特別支援学校は、個別的な支援だけではなく、各学校の支援力を高め、地域の特別支援教育コーディネーター等連絡会や特別支援連携協議会の運営の支援、各学校と地域の障害者支援団体との連携の促進など、地域の連携組織や自立的な支援機能を支えることが求められています。

#### (2) 推進の方向及び計画

**ア 特別支援学校が、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校の相互連携や関係機関との連携を促進し、地域の中で課題解決できるように支えるセンターとしての機能を発揮します。**

(ア) 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校の支援力が向上し、地域の中でより自立的に課題に対応できるよう地域における連携を促進し支援体制を支える方向で、特別支援学校が発揮すべきセンター的機能の方向性を示すとともに、特別支援学校が地域の実情に応じたセンターとしての機能を果たすことができる環境整備に努めます。

(イ) 特別支援学校間の連携を図り、多様な相談に対応するとともに、それぞれの専門性を活かした早期からの相談支援が行える体制を整備していきます。



## 4 特別支援学校の教育環境の充実

### (1) 現状と課題

特別支援学校では、知的障害校の高等部を中心とした生徒の増加に伴い、施設の過密化が進んでおり、この解消のため教室の増設等を実施してきました。

特に、長野地区については、知的障害校の過密化に加え、長野ろう学校の老朽校舎改築など、喫緊の課題を抱えている状況の中、平成 21 年 5 月に長野地区特別支援学校再編整備計画を策定し、計画に基づき教育環境の改善を図っています。

また、第 1 期長野県高等学校再編計画に 4 通学区それぞれへの特別支援学校高等部分教室の設置を盛り込み、整備を進め、地域での特別支援教育を推進しています。

更に、施設のバリアフリー化や身体障害者用トイレの設置、冷暖房設備の整備など、順次、障害のある児童生徒のニーズに応じた教育環境の充実を図るとともに、老朽化した各学校の改修や必要な耐震改修を進めてきました。

しかし、特別支援学校の過密化や老朽化等に対する施設整備の必要性は年々高まっており、今後も各学校の教育的ニーズや地域の状況に応じた教育環境の充実を進めていくことが求められています。

### (2) 推進の方向及び計画

**ア 各学校の教育的ニーズや地域の状況に応じた特別支援学校の教育環境の整備を進めていきます。**

(ア) 教室の増設や施設のバリアフリー化など、多様な教育的ニーズに応じた施設整備を進めます。

(イ) 老朽化が進んでいる学校については、中長期的な視点に立ち、計画的に整備を実施し、施設の機能維持と長寿命化を図ります。また、必要な耐震改修を早期に実施します。

(中期目標：平成 27 年度までに全特別支援学校の耐震化を完了)

(ウ) 長野地区特別支援学校再編整備計画や第 1 期長野県高等学校再編計画に基づく取組の成果と課題を検証しながら、各地域の過密化等の状況に応じた施設整備や県有施設を活用した高等部分教室設置など、多様なニーズに応じた教育課程編成も考慮しながら、必要な施設整備を検討していきます。

## IV 特別支援教育の地域化

### 1 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実

#### (1) 現状と課題

本県では、平成 15・16 年度の養護学校地域化推進協議会からの提言を受け、モデル事業として特別支援学校の分教室を設置してきました。小中学部の分教室においては、分教室と設置校の児童生徒の日常的な交流及び共同学習を通して相互理解の進展など成果が見えてきました。このような流れの中、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、県下初の市立特別支援学校となる須坂支援学校が須坂市立須坂小学校に併設する形で平成 23 年度に開校し、障害のある児童が身近な地域で学ぶ新たな取組が始まりました。反面、小・中学部分教室の運営にあたっては、一定規模の集団の継続的確保が困難なことや、教員の確保、教室環境の整備などについて課題が見えてきました。また、特別支援学校から距離的に離れた地域では、特別支援学校への通学が難しく、小中学校に在籍するケースもありますが、こうした地域では、指導の専門性の確保が課題となっています。

高等部分教室については、同年代の生徒との交流による成果に加え、特色ある教育課程を編成することによる、障害のある生徒の多様な教育的ニーズに応じられる選択肢の一つとしての重要性が見えてきています。

また、駒ヶ根市等、一部の市町村では、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校において交流及び共同学習を組織的、計画的に推進できるよう、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く取組が進められています。副次的な学籍があることにより、居住地の小・中学校での居場所づくりや、学校行事、地域行事への参加が促進され、相互に同じ地域の仲間としての意識が形成されるといった成果が見られています。

#### (2) 推進の方向及び計画

**ア 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置いて、同年代の友と共に学ぶことができる体制づくりを進めます。**

(ア) 平成 22・23 年度に伊那養護学校において実施したモデル研究を基に、「副次的な学籍を活用した交流及び共同学習」の推進について検討します。

**イ 現在設置している幼稚部・小・中学部の分教室による実践とともに、地域において特別支援学校の専門性を活かした教育が受けられる方策について検討します。**

(ア) 現在設置している幼稚部・小・中学部分教室について引き続き実践を継続していきます。また、小中学校に在籍している、特に専門性の高い教育が必要な児童生徒

に対しては、必要に応じて特別支援学校に副次的な学籍を置いて、特別支援学校での学習へ参加することや、特別支援学校の教員が巡回して相談に応じることなどについて検討します。

ウ 高等部分教室について、これまでの実践の成果を踏まえ、生徒の多様な教育的ニーズに対応する教育課程を検討するとともに、引き続き、設置の可能性について検討します。

(ア) 高等部の分教室においては、設置されている高等学校等の特色を活かした同年代の高校生との交流及び共同学習や、地域の社会資源を取り入れたキャリア教育の実践等を更に進めるとともに、引き続き他地域への設置の可能性について検討します。

## 二 地域の中での幅広い連携と、継続した支援の体制

### I 地域における連携支援体制の充実

#### 1 早期から継続的に支え、つなぐ相談・支援体制づくり

##### (1) 現状と課題

平成 20 年 3 月に文部科学省、厚生労働省より示された「障害のある子どものための地域における相談支援体制ガイドライン（試案）」では、都道府県や市町村などの各地方自治体において、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局・機関が一体となって、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した相談・支援体制を整備できるようにすることが示されました。

平成 22 年度発達障害者に関する市町村の取組状況（健康福祉部健康長寿課調査）によると県内の市町村においては、5 歳児健診（駒ヶ根市）、5 歳児相談（14 市町村、巡回型）、保育園等巡回相談（67 市町村）等の取組が進められているなど、早期からの相談・支援が重要であるという認識の広がりから、市町村において、早期発見・支援に関する様々な取組が行われてきています。

また、一貫した支援体制の観点から、駒ヶ根市、塩尻市、松本市等の市町村では、母子保健、児童福祉、教育を所管する部署を統合するなどの取組も進められています。

このように早期から継続的に支え、つなぐ相談・支援体制づくりが進められる一方で、相談・支援を行う部署、機関の連携や窓口の一本化に課題があったり、チームとして組織された支援がなされていない地域もあります。また、本県では山間地域に位置する町村や小規模町村も多く、教育相談担当職員を置けない場合や、専門的知識を有する者を巡回相談員として確保することが難しい場合もあります。

このような状況のなか、県下のどの市町村においても、充実した支援が継続して受けられるための体制づくりが求められています。

##### (2) 推進の方向及び計画

**ア 市町村が地域の人材を活用した巡回相談支援チームを形成し、保護者、幼稚園・保育所、小・中学校に対して継続的かつ日常的に支援することができるよう、体制づくりを支援します。**

(ア) 就学相談体制整備研修会において、健康福祉部等と連携を図りながら、「相談支援体制（相談支援チーム）の必要性」「組織構成」「既存の地域資源の活用方法」「活動の進め方」等、相談支援体制構築の具体策の提示や先進的な取組みの紹介等を行い、市町村の取組を支援します。

(イ) 必要に応じて特別支援教育推進員（教育事務所在駐）が「サポートコアチーム」（健康長寿課発達障害者支援の在り方検討会が示す圏域のサポート組織）に参画するなど、保健・福祉分野の支援者等と連携して、市町村が行う相談支援体制整備について、支援・助言を行います。（p.29 参照）

### 市町村において目指すべき取組の方向（例）

- ・乳幼児段階、義務教育段階、後期中等教育段階、就労段階のそれぞれのライフステージに主に関わる部局が連携できる環境を整備するとともに、保護者等からの相談に対応する窓口を明確化し、相談を適切な支援につなぐことができる体制を構築する。
- ・市町村において子育てや就学に関わり相談業務を担当する職員のほか、地域の障害者総合支援センター、特別支援学校など地域で相談支援を行う機関、保健師、保育士、教員の代表者など、地域の人材を活用して支援チームを形成し、計画的、継続的に保育所・幼稚園、小・中学校等へ巡回して相談支援を行う体制を構築する。

## 2 「個別の教育支援計画」を作成し、引き継ぎ、活用するシステムの構築

### (1) 現状と課題

幼稚園・保育所等の幼児期において、保護者や関係者が障害に早期に気づき、適切な支援を行い、その支援を就学に引き継ぐことが重要です。平成 21 年度から本格実施された「幼稚園教育要領」（平成 21 年 3 月告示）や「保育所保育指針」（平成 21 年 4 月施行）においても、「個別の教育支援計画」\*1と「個別の指導計画」の作成と活用について示され、これらを活用した支援の充実と継続が求められているところです。

長野県では、平成 20 年度より「個別の支援手帳」（監修 長野県・長野県教育委員会）を圏域の障害者総合支援センターを通じて保護者に配布し、支援をつなぐツールとして提案してきました。更に、県教育委員会では、計画の作成を支援し、活用方法を示すため、平成 22 年 1 月に「特別支援教育教育課程学習指導手引書（共通・連携編）」を刊行するとともに、ホームページにも掲載し、広く活用を促進してきました。

また、駒ヶ根市、塩尻市、松本市等の市町村教育委員会では、独自の「個別の（教育）支援計画」や「移行支援シート」を作成し、支援情報を積極的に引き継ごうとする動きもみられています。

一方、支援情報の内容項目やその管理については、市町村によって差があり、よりよい在り方や具体的な方法を検討する必要があります。

---

\*1 個別の教育支援計画：教育、医療、福祉、労働等の関係機関、保護者が、子どもの実態や教育的支援の目標や内容等の情報を共有し、関係者の役割分担などを含め一貫した適切な支援を行うために作成される計画。「個別の支援計画」を関係機関等が連携協力して策定するときに、学校や教育委員会などの教育機関等が中心になる場合に、「個別の教育支援計画」と呼称しているもので、概念としては同じもの。

## (2) 推進の方向及び計画

ア 就学前の段階から、支援が必要なすべての子どもに対し個別の（教育）支援計画を作成し、引き継ぐ取組を支援します。

(ア) 個別の（教育）支援計画、移行支援シート等の作成方法や引き継ぐための運用方法などについて、知事部局関係課等と連携を図りながら情報提供を行い、就学前からこれらを作成し、市町村教育委員会が就学にあたって支援情報をつなぐ取組を支援します。

(中長期目標 小・中学校における個別の教育支援計画 平成23年度小学校65%、中学校72%→平成29年度目標小・中学校とも80.0%以上)

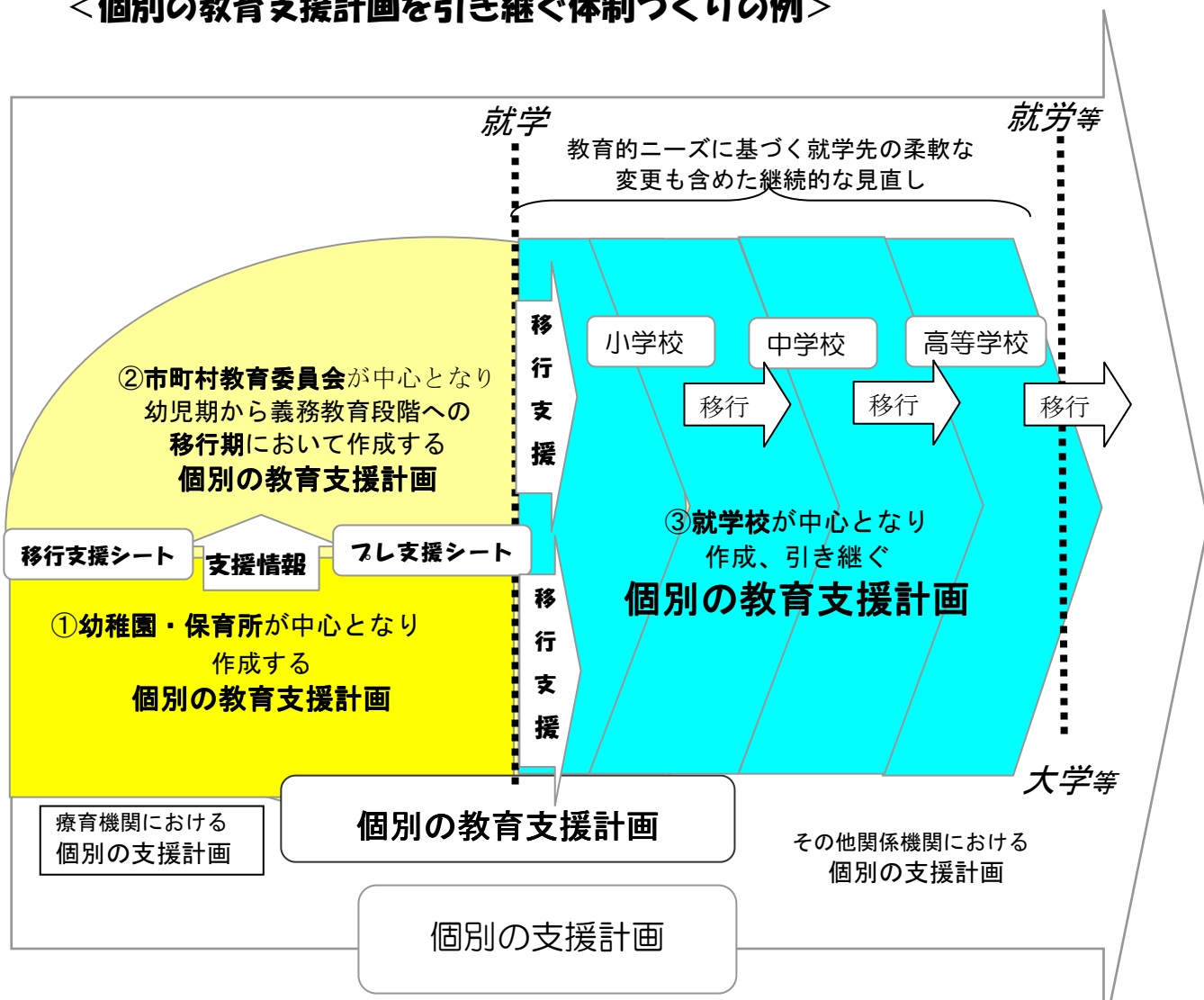
### 市町村において目指すべき取組の方向（例）

- ・市町村教育委員会は、関係部局と連携し、幼稚園・保育所、小・中学校において、生涯にわたる連携した支援体制構築の基盤となる「個別の教育支援計画」の作成と活用を推進します。
- ・市町村教育委員会は、幼稚園、保育所等において作成された「個別の教育支援計画」（または「プレ支援シート」「移行支援シート」等）を基に、保護者を含めた関係者間で子どもの教育的ニーズと就学後の教育対応についての共通理解を図り、確実に就学先へ引き継ぎます。また、小学校から中学校への支援情報の引き継ぎを促進します。更に、後期中等教育終了時点において、関係部局とともに支援を引き継げる体制を構築します。

### 各学校において目指すべき取組の方向（例）

- ・幼稚園、保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、それぞれの間で、「プレ支援シート」「移行支援シート」等を作成し、個人情報であることに十分に配慮しつつ確実に就学先へ引き継ぎ、活用します。
- ・各学校は、保護者や地域の支援者との連携に際し、個別の教育支援計画を活用して、目標を共有し、それぞれの役割を明確にして支援を進めます。

## < 個別の教育支援計画を引き継ぐ体制づくりの例 >



特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議  
「特別支援教育の更なる充実に向けて」（審議の中間とりまとめ：平成 21 年 2 月 12 日）資料より引用・作成

### < 個別の教育支援計画が引き継がれる流れ >

- ① 幼稚園、保育所は、療育機関等とも連携しながら、個別の教育支援計画及び日常の指導に必要な個別の指導計画を作成する。就学校と調整しながら連絡会議を開催し、個別の教育支援計画、移行支援シート等及び支援体制（チーム）を就学校に引き継ぐ。
- ② 市町村教育委員会は、幼稚園・保育所等から情報提供された個別の教育支援計画を基に、保護者を含めた関係者間で教育的ニーズと就学後の教育対応についての共通理解を図り、必要な情報を加えた上で、就学校に引き継ぐ。
- ③ 就学校は、引き継いだ個別の教育支援計画に基づいて、個別の指導計画を作成し、日々の指導に活用する。また、個別の教育支援計画は、支援会議等の場で見直しや作成を重ねながら、次の学校及び就労先等へ引き継がれていく。

### 3 「特別支援連携協議会」と「自立支援協議会」の協力による支援体制づくり

#### (1) 現状と課題

平成 18 年 4 月施行の障害者自立支援法により、障害者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけ調整すると共に、社会資源の改善及び開発を行う中核的役割をなす自立支援協議会を強化する必要性が示されました。自立支援協議会は専門部会が設けられ、活動していますが、教育と関連が深い部会が学齢期の子どもを担当する「療育部会」等であり、圏域によっては、特別支援教育関係者が療育部会に参加し、情報交換や支援の調整をおこなってきました。

北信圏域では、このように始まった活動が、合同開催を経て、現在は「飯山養護学校特別支援教育連携協議会」として組織され、圏域の小中高等学校等の特別支援教育コーディネーターも参加する教育と福祉の連携体制が立ち上がっています。更に、中学校区内の園や学校同士のまとまりを形成し、特別支援教育コーディネーター同士が共に支え、連携しながら、子どもたちへの支援にあたっています。

しかしながら、このような取組は県下全域に広がっているとは言えない状況にあり、県下の全ての圏域で、教育と福祉の連携が機能する「特別支援連携協議会（あるいはその機能を有する組織）」の体制づくりが期待されます。

#### (2) 推進の方向及び計画

ア 「地区特別支援連携協議会」の代表者等からなる「長野県特別支援教育連携協議会」を開催し、「地区特別支援連携協議会」等の活動推進をサポートします。

(ア) 各地区（郡市または福祉圏域）において、「コーディネーター連絡会」を基にした連携組織、あるいは「自立支援協議会（療育部会）」を基にした連携組織を「地区特別支援連携協議会」として位置付けるよう促すとともに、その代表者等からなる「長野県特別支援連携協議会」を組織し、各地域の取組についての情報交換や、解決困難な課題等についての協議を行い、「地区特別支援連携協議会」等の活動をサポートします。

#### 各地区（郡市または福祉圏域）において目指すべき取組の方向（例）

- ・各地区にある「特別支援教育コーディネーター連絡会」あるいは「自立支援協議会（療育部会）」を基に、市町村教育委員会、郡市校長会、特別支援学校、地域の支援機関等が参画する「〇〇地区特別支援連携協議会」を組織（位置づけを明確に）し、地区内の連携体制の構築や、教員等への研修、個別の教育支援計画の作成の推進など、地域の特別支援教育を推進します。（同様の機能を有する既存の組織がある場合には、位置づけを明確にします）



## Ⅱ 就学支援の充実

### 1 継続した就学相談・適切な就学判断を支えるための支援

#### (1) 現状と課題

本県では小規模町村を中心に、就学相談委員会の共同設置や、他市町村への業務委託により就学相談を実施している町村が全体の 3 分の 1 以上を占めていることが大きな特徴と言えます（資料 6）。小規模な町村では、就学相談件数自体は少ないものの、単独で医療や専門機関等から専門家を確保することが困難であることや、就学相談委員会の委員として教員が約半数を占めている構成のため、人事異動等により委員構成が変動し、委員会の運営が影響を受けることが課題となっています。また、就学相談においては、適切な就学先を判断することのみでなく、教育的ニーズに応じた教育対応について明確にし、早期からの継続した相談をつなげ、それぞれのステージにおける就学や教育対応が適切に行われているかどうかを、常に見守り、相談に応じることができる「伴走者のような」役割が求められています。そこで、市町村における就学相談体制づくりを更に支援していく必要があります。

県全体の就学相談の件数は年々増加傾向にあり、平成 16 年度は 1,513 件であったものが、平成 22 年度には 2,289 件になっています。また、「就学時に判断と異なる教育措置となった児童生徒」は、平成 16 年度には全相談件数 1,513 件中 245 件(16.2%)でしたが、平成 22 年度は 2,289 件中 180 件(7.9%)となり、その割合は減少傾向にあります。市町村就学相談委員会の判断のうち、最も多いのは特別支援学級の判断であり、全体の 65%に上ります。それに伴い、自閉症・情緒障害特別支援学級は増加の一途をたどっており、平成 23 年度における全児童生徒数に対する特別支援学級在籍者の割合は、小学校が全国 9 位、中学校が全国 1 位と、全国の中でも高い割合になっています。また、学年が上がるに従い、特別支援学級在籍率が高い状況となっていることも大きな特徴となっています。小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒への教育対応の状況等を詳しく把握するとともに、校内就学相談委員会の機能を含め、就学判断の適切性を高め、その後の教育対応を継続してみたい機能について検討していく必要があります。

## (2) 推進の方向及び計画

ア 市町村において、医療や福祉、保健分野との連携を図りながら、早期から就学相談が継続的になされ、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる適切な就学先の決定がなされるよう、就学相談の体制整備や機能の充実を支援します。

- (ア) 市町村就学相談委員会の相談、判断、助言、継続的支援が、県内全域で一定レベルに保たれるよう、就学相談体制整備研修会を開催し、必要な情報提供を行います。
- (イ) 必要に応じて特別支援教育推進員（教育事務所在駐）が、市町村教育委員会等に対して、就学相談委員会の運営や調査員等の育成、関係部局との連携による相談体制づくりなどについて支援、助言を行います。（p.23 参照）
- (ウ) 市町村教育委員会と保護者の意見に齟齬が生じた場合に、特別支援教育推進員が相談に応じるとともに、要請に応じて長野県就学相談委員会において、専門的な見地から協議を行い、必要な助言を行います。
- (エ) 改正障害者基本法に示された障害のある子どもの就学の在り方について、中央教育審議会特別支援教育に関する特別委員会における検討や、今後の国の動向を踏まえ、その考え方や今後の推進の在り方について、研修・周知を行います。

イ 校内就学相談委員会の機能の向上と特別支援学級の適切な運営・指導を推進します。

- (ア) 各学校において、支援の必要な児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える教育対応を明確にすることができるよう、校内就学相談委員会を対象にした研修を実施します。
- (イ) 特別支援学級への適切な就学と学習の充実を図るために、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画の作成を促進するとともに、特別支援学級の運営・指導に関する基本指針を示します。（p.9 参照）また、市町村教育委員会が小・中学校特別支援学級の教育課程編成や個別の指導計画について指導できるよう、特別支援教育推進員が支援します。

（短期目標：平成 25 年度、基本指針の提示）

### 市町村において目指すべき取組の方向（例）

- 市町村教育委員会において設置されている就学相談委員会は、早期からの教育相談や保護者の意向を踏まえつつ、子どもの教育的ニーズと必要な教育対応について共通理解を図り、総合的な観点から就学先を決定すること、更にはその後の教育対応等について継続的に把握し、一貫した相談と支援を行うことが必要です。
- 市町村就学相談委員会は、個々の児童生徒のより適切な就学相談の実現に向けて、専門的な立場から調査・審議を行うために委員構成や委員会の在り方について検討していくことが望まれます。
- 就学相談に携わる職員（就学相談担当窓口、教育相談員）等が、早期から相談支援チームに参画する体制が必要です。
- 以下に教育相談、就学相談にかかわる流れ（例）を示します。
  - ① 市町村教育委員会は、保護者に対して、発達や保育に関する悩みや不安に応えるため、早期から相談を行う旨を周知する。
  - ② 市町村教育委員会の教育相談担当者は、早期からの相談支援に参画し、年中・年長児について、必要に応じて、就学相談委員会の相談員に情報をつなぎ、幼稚園等での様子の観察や保護者との相談などを行う。
  - ③ 市町村教育委員会の教育相談担当者や就学相談委員会の相談員は、保護者に対し、就学に関する情報や、子どもの理解や支援に関する情報等について十分に提供するとともに、保護者の想いに傾聴しながら、今後の支援や就学の在り方について相談を進めていく。
  - ④ 就学相談の過程では、就学先への体験学習や学校への相談の機会を設定する、保護者の意見聴取の機会を設定するなどし、子どもの教育的ニーズや、必要な教育対応、可能な配慮などについての共通理解につながるよう努める。
  - ⑤ 就学相談委員会において、就学前年度の10月を目安に就学先と支援の在り方について、方向を定めていく。
  - ⑥ 市町村教育委員会は、就学相談委員会から得た幼稚園・保育所での支援情報と、共通理解した教育的ニーズ及び就学後の教育対応の在り方について就学先につなぐ。（個別の教育支援計画の作成・引き継ぎ）
  - ⑦ 就学後も、就学先の学校を訪問して相談するとともに、保護者と継続して相談していく。

## 三 理解啓発の推進

### 1 発達障害児者支援への理解の推進

#### (1) 現状と課題

近年、「発達障害」という言葉はマスメディアでも数多く使用されるようになりましたが、県民の理解の現状には差異があり、その支援体制や取組状況において地域および学校等組織間の差が大きいのも事実です。

認知力の特性は誰にでもあることであり、「発達障害」は社会全体の人々の、個々の「違い」の中に連続的に存在するものととらえることができます。発達障害について理解し、関わり方を知ることは、障害理解や、人権尊重の行動につながる重要な課題と考えられます。

#### (2) 推進の方向及び計画

ア 関係部局等と連携し啓発活動を行うとともに、発達障害の理解・啓発にあたる人材の育成や、研修への講師派遣等を行い、学校をとりまく地域社会における啓発活動を促進します。

(ア) 他部局との連携の下、市町村や公民館、PTA、企業等地域社会の中で発達障害に対する理解啓発活動が促進されるよう、講師となる人材の養成や、県政出前講座や発達障害支援力アップ出前研修等を通して研修への講師派遣などに積極的に協力します。また、「世界自閉症啓発デー」における啓発活動に協力します。

(イ) 健康福祉部において推進される「発達障害サポートマネージャー」の養成にあたり、教育現場での研修機会を提供したり、研修に人材を派遣したりするなど、連携・協力して取り組み、発達障害に関する支援や理解啓発等を推進するリーダーを養成し、活用できる環境を整備します。

### 2 共に地域で豊かに生活していくための情報発信

#### (1) 現状と課題

障害の有無にかかわらず、すべての住民が地域社会の中で共に生きていくことについて、県民全体の理解は必ずしも十分ではありません。一方、地域において、住民の理解と適切な支援のもと、障害児者が社会の中で豊かに生活し、成長する事例も見られています。企業や一般県民にとって、「自分は何が出来るのか、どうしたらいいのか」を示すことが行動につながると考えられることから、様々な部局、機関等と連携して理解を促進する活動を進めていく必要があります。

また、健康福祉部においては、「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」を立ち上げ、障害者の権利擁護の仕組みについての検討がなされています。教育

分野においても、障害者差別をなくし、豊かな人権感覚をはぐくむための取組が求められています。

## (2) 推進の方向及び計画

**ア 障害児者が地域社会の中で豊かに生活していくことにつながる情報を発信します。**

(ア) 「障害者週間」及び「人権週間」における啓発・広報活動や、障害者福祉センターにおける活動等に協力するなど、関係部局と連携しながら理解啓発活動を推進します。

また、障害児者が地域において共に暮らすことができている好事例（ふれジョブの取組など）や、県や国における動向に関する情報など、障害児者の社会参加や障害児者への理解啓発につながる情報の収集と発信に努めます。

(イ) 関係機関や企業経営者の諸団体などと協力して障害者の雇用への理解を働きかけるなど、様々な機会をとらえて啓発に取り組みます。

(ウ) 各学校等における、障害者技能大会や障害者スポーツ等への参加、協力を通して、障害者の活動の振興を支援するとともに、こうした活動についての啓発に努めます。

# 資料

- 1 特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階） 資料1  
（全国と長野県の比較）
  
- 2 小学校・中学校の状況
  - ・特別支援学級数、特別支援学級在籍児童生徒数 資料2-1
  - ・中学校特別支援学級卒業生の進路状況 資料2-2
  - ・特別な支援が必要な児童生徒への教育対応の実際 資料2-3
  - ・通常の学級以外の場所で支援を行う必要のある児童生徒への支援の状況に関する調査の結果 資料2-4
  
- 3 高等学校の状況
  - ・高等学校における発達障害に関する実態調査の結果 資料3
  
- 4 特別支援学校の状況
  - ・児童生徒数の推移 資料4-1 資料4-2
  - ・センター的機能による教育相談件数 資料4-3
  
- 5 個別の指導計画・個別の教育支援計画作成状況 資料5
  
- 6 市町村就学指導(相談)委員会の状況 資料6
  - ・就学指導(相談)委員会の設置形態
  - ・就学指導(相談)委員会の構成員
  - ・就学指導(相談)委員会判断件数の推移

補足資料1 国連「障害者の権利に関する条約」と、インクルーシブ教育について

補足資料2 障害者基本法の一部改正における教育部分の改正の概要について

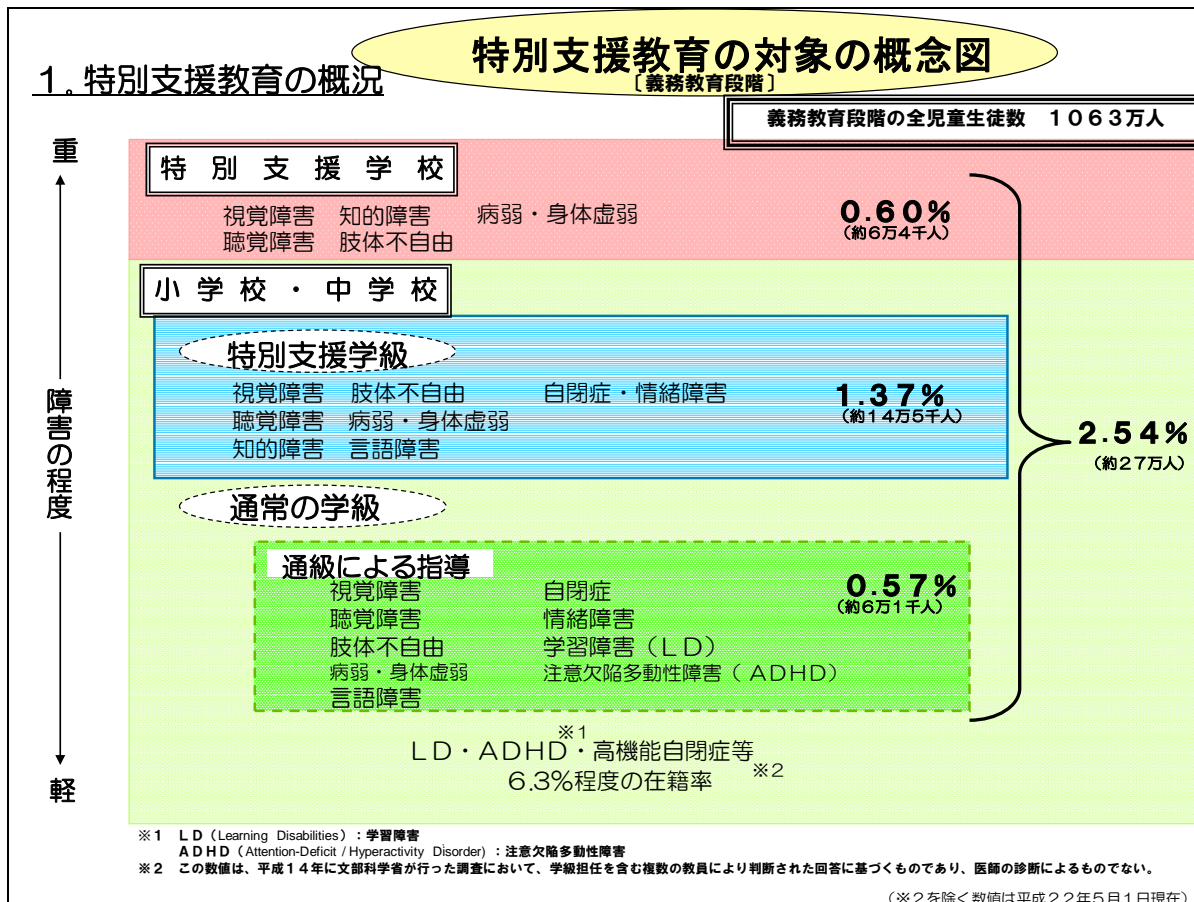
補足資料3 平成22年度長野県特別支援教育連携協議会報告書【概要版】

補足資料4 学校を支える複層的な支援体制 概念図

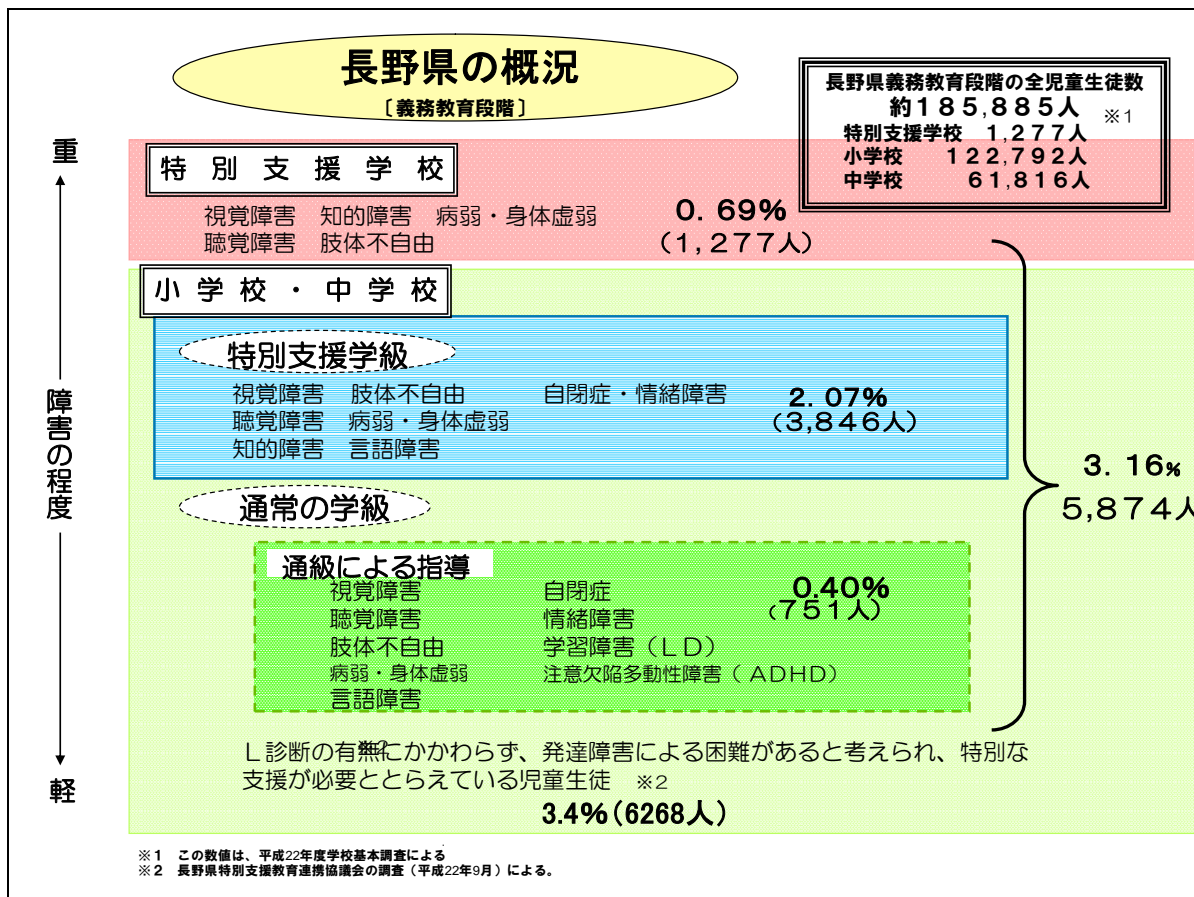
補足資料5 ライフステージに応じた支援資源のマップ

1 特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）の全国と長野県の比較（H23）

(1) 全国



(2) 長野県







## (2) 小中学校における、特別な支援が必要な児童生徒への教育対応の実際

※ 平成 22 年度長野県特別支援教育連携協議会において全公立小中学校を対象に行った調査より

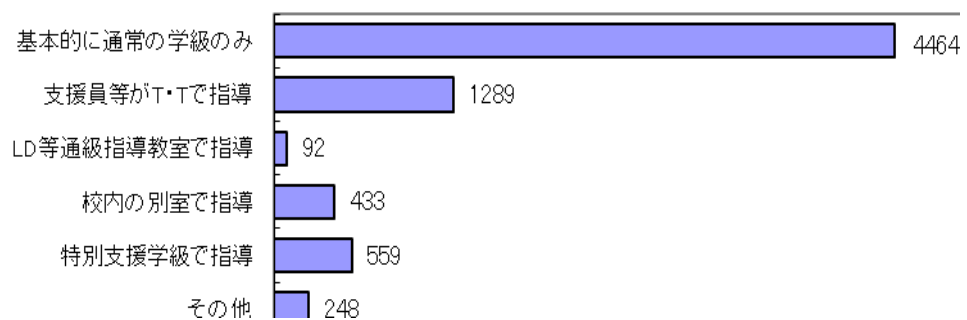
## ① 診断等の有無にかかわらず、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒数

項目	小学校		中学校		全体	
	通常の学級に在籍する、特別な支援が必要な児童生徒数	4646	3.78%	1622	2.63%	6268
(うち、診断等はないが、支援が必要ととらえている児童生徒数)	(3126)		(999)		(4125)	

## ② 通常の学級に在籍する、支援の必要な児童生徒（6268人）への教育対応の状況

項目（重複回答有）	人数 (のべ)	割合
① 基本的に通常の学級で学級担任により指導している。	4464	71.2%
② 通常の学級で、支援員や教員等が加わって指導している。	1289	20.6%
③ LD、ADHD等通級指導教室において指導している。	92	1.5%
④ 一部の時間に、校内の別室で空き時間の教員が指導している。	433	6.9%
⑤ 一部の時間に、特別支援学級において指導している。	559	8.9%
⑥ その他	248	4.0%

(通常の学級に在籍する、支援の必要な児童生徒への教育対応)



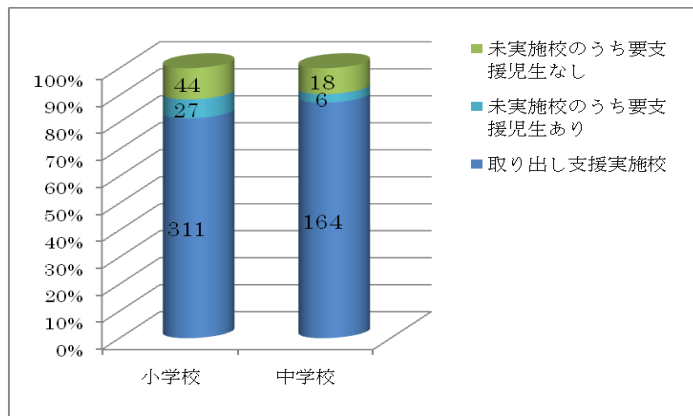
## (3) 通常の学級以外の場所で支援を行う必要のある児童生徒への支援の状況に関する調査

※ 平成 23 年度 長野県教育委員会が全公立小中学校を対象に行った調査より

- 1 通常の学級に在籍している児童生徒の中で、一部、通常の学級以外の場所で指導・支援を受けている児童生徒の状況について。

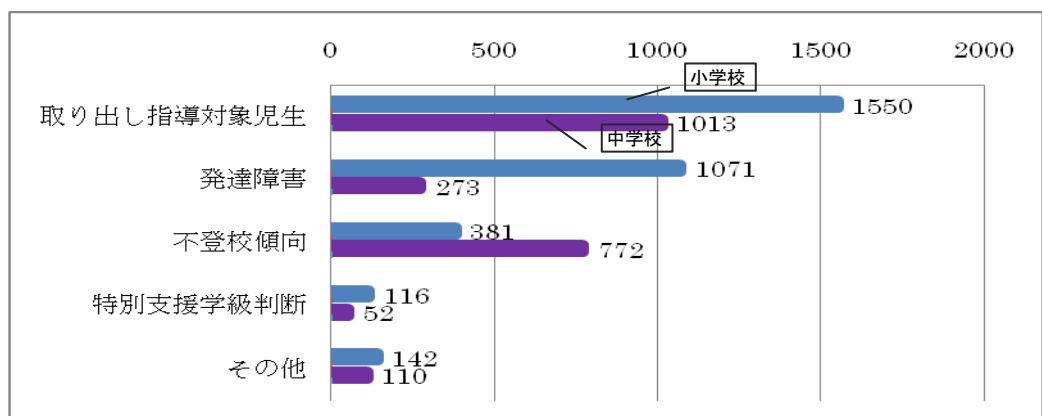
## ①通常の学級以外の場所での指導・支援実施校

	小学校		中学校	
回答のあった全学校数	382 校		188 校	
実施校	311 校	81.41%	164 校	87.23%
未実施校	71 校		24 校	
未実施校のうち要支援児生あり	27 校	7.07%	6 校	3.19%



## ②通常の学級以外の場所での指導・支援を受けている児童生徒数及び様態（複数回答可）

	小学校		中学校	
取り出し指導・支援を受けている全児童生徒数（母数）	1550	(100)	1013	(100)
① 診断等の有無にかかわらず、発達障害による困難があると考えられる児童生徒	1071	69.10%	273	26.95%
② 就学判断は「特別支援学級」であるが、通常の学級に在籍している児童生徒	116	7.48%	52	5.13%
③ 不登校傾向または学級集団への参加に抵抗がある児童生徒（校外中間教室通室生や夜間登校生も含む）	381	24.58%	772	76.21%
④ その他（怠学、反社会的行動など）の児童生徒	142	9.16%	110	10.86%



③ 発達障害のある児童生徒に対し、主に指導・支援している内容（発達障害のみ、複数回答）

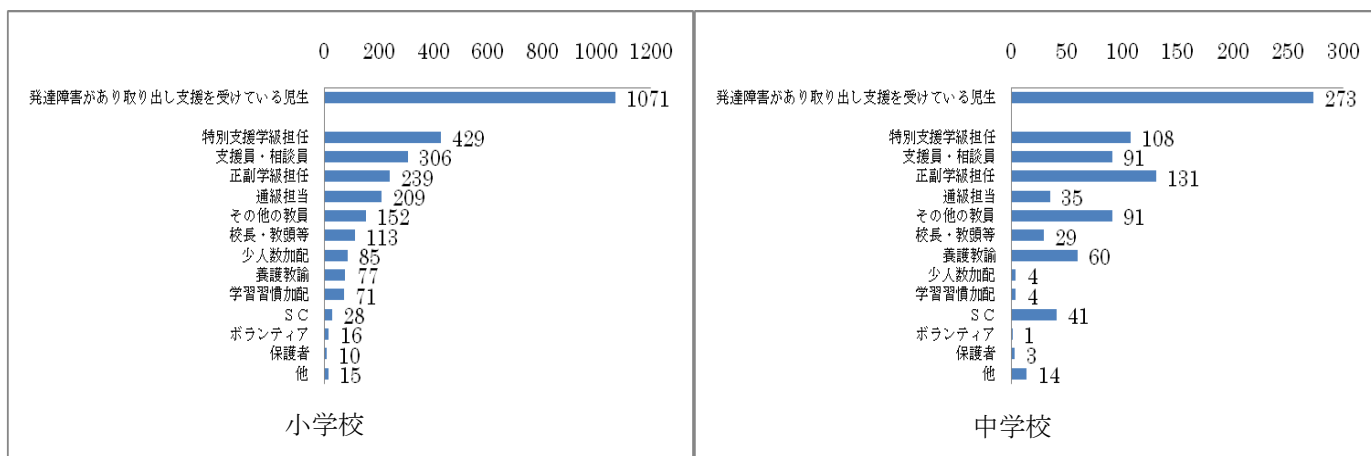
	内容	小学校		中学校	
		人数	割合	人数	割合
①	教科の指導	808	75.4%	203	74.4%
②	人間関係スキルや、困難さ改善に関する学習	424	39.6%	85	31.1%
③	パニック時等に一時的に心理的安定を図る支援	239	22.3%	68	24.9%
④	相談対応（相談に応じる、話し相手になるなど）	228	21.3%	150	54.9%
⑤	自習等の見守り	84	7.8%	83	30.4%

④ 指導・支援している場所（発達障害のみ、複数回答）

	場所	小学校		中学校	
		人数	割合	人数	割合
①	校内に定めた部屋（学習支援室・相談室・校内中間教室など）	331	30.9%	131	48.0%
②	余裕教室（普段は学習に使用していない部屋）	89	8.3%	16	5.9%
③	特別支援学級	390	36.4%	95	34.8%
④	通級指導教室（自校、他校問わず）	216	20.2%	7	2.6%
⑤	通常の教室（空いている時間）	133	12.4%	17	6.2%
⑥	研究室・準備室	4	0.4%	17	6.2%
⑦	保健室	60	5.6%	43	15.8%
⑧	図書室	31	2.9%	13	4.8%
⑨	校長室・職員室	59	5.5%	6	2.2%
⑩	学校外の中間教室等	8	0.7%	19	7.0%
⑪	その他	42	3.9%	16	5.9%

⑤ 指導・支援している者（発達障害のみ、複数回答）

	指導・支援者	小学校		中学校	
		人数	割合	人数	割合
①	特別支援学級担任	429	40.1%	108	39.6%
②	通級指導教室担当教員	209	19.5%	35	12.8%
③	当該児童生徒の学級担任・副担任	239	22.3%	131	48.0%
④	学習習慣形成加配教員	71	6.6%	4	1.5%
⑤	少人数加配教員	85	7.9%	4	1.5%
⑥	養護教諭	77	7.2%	60	22.0%
⑦	校長・教頭・教務主任	113	10.6%	29	10.6%
⑧	①～⑦以外の教員	152	14.2%	91	33.3%
⑨	特別支援教育支援員・相談員等（市町村費・県費）	306	28.6%	91	33.3%
⑩	スクールカウンセラー	28	2.6%	41	15.0%
⑪	ボランティア・学生支援員等	16	1.5%	1	0.4%
⑫	当該児童生徒の保護者	10	0.9%	3	1.1%
⑬	その他	15	1.4%	14	5.1%



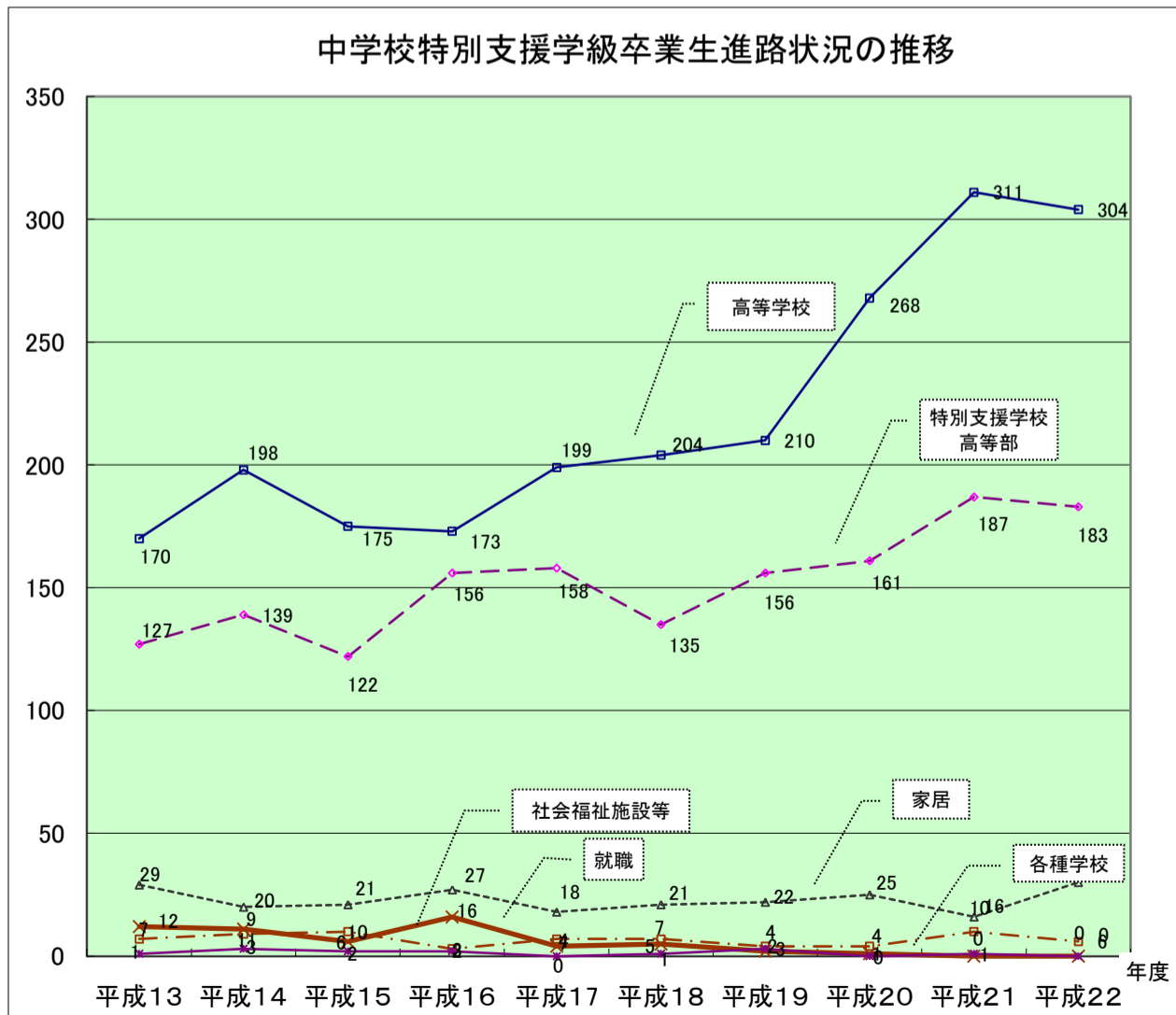
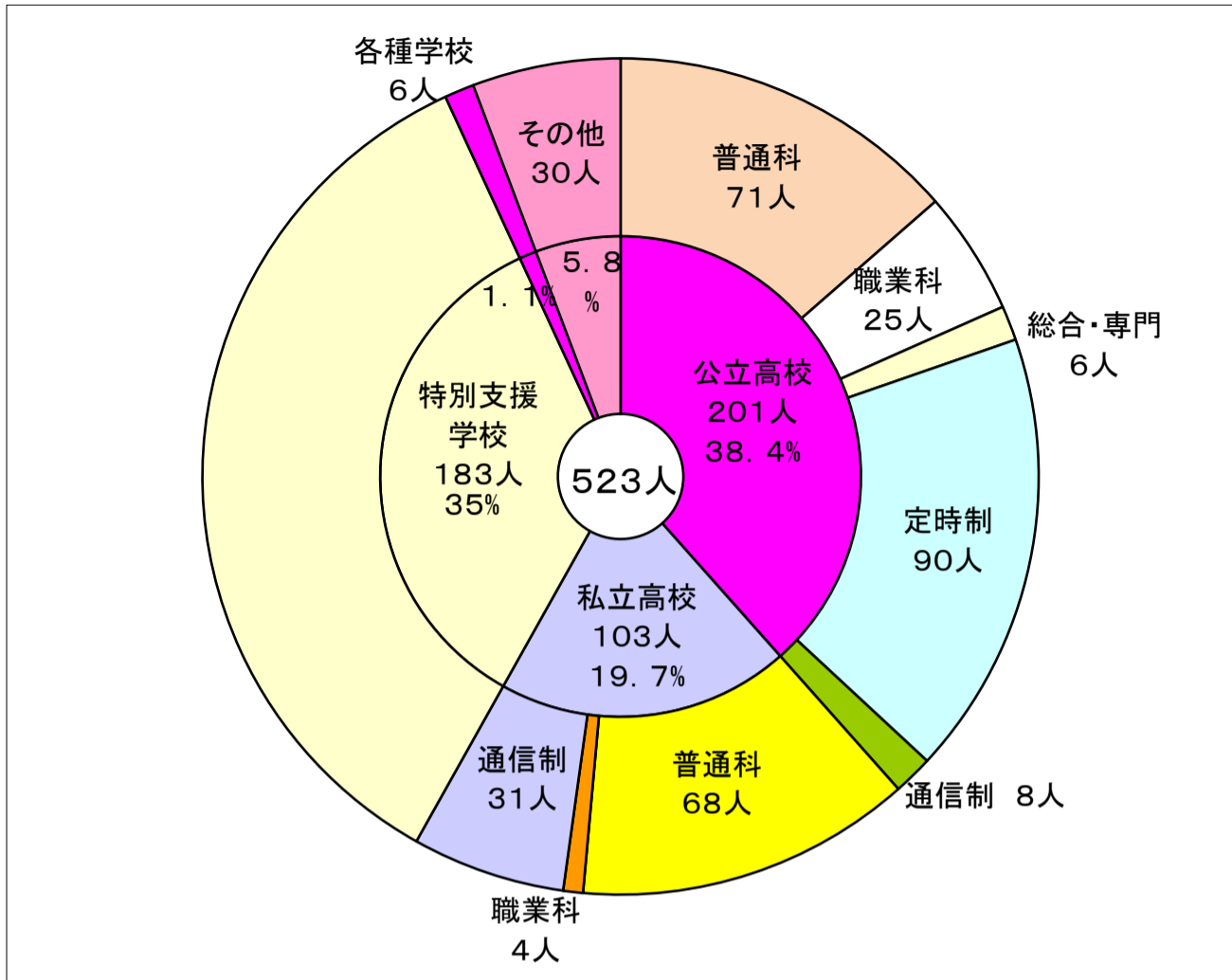
⑥ 指導・支援している時間。(発達障害のみ)

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
① 不定期、突発的に必要性が生じたときのみ	150	14.0%	53	19.4%
② およそ週1～4時間程度	373	34.8%	44	16.1%
③ およそ毎日1～2時間程度	362	33.8%	40	14.7%
④ およそ毎日3～4時間程度	80	7.5%	42	15.4%
⑤ ほとんど1日中	88	8.2%	87	31.9%
⑥ その他	18	1.7%	9	3.3%

2 支援の必要な児童生徒へ柔軟な(連続的で多様な)教育対応を行う上での課題

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
① 取り出し指導が本当に必要かを適切に判断すること	68	21.9%	43	26.2%
② 適切な指導内容を決め出す方法や評価の仕方	171	55.0%	114	69.5%
③ 通常の学級における指導の充実を図ること	100	32.2%	23	14.0%
④ 指導・支援者の専門性(知識や技能)の向上	145	46.6%	80	48.8%
⑤ 当該児童生徒やその保護者の理解	162	52.1%	82	50.0%
⑥ 周りの児童生徒や保護者の理解	101	32.5%	52	31.7%
⑦ 校内支援体制についての職員間の共通理解	85	27.3%	64	39.0%
⑧ 指導・支援する人員の確保	238	76.5%	124	75.6%
⑨ 指導・支援する場の確保	73	23.5%	54	32.9%
⑩ 運営(コーディネート、マネジメント)の方法についての情報不足	27	8.7%	8	4.9%
⑪ 校内体制の調整・運営を行う人員やそのための時間の確保	129	41.5%	67	40.9%

(4) 平成22年度中学校特別支援学級卒業生の進路状況



平成 23 年度

## 高等学校における発達障害に関する実態調査の結果について

## 1 診断を受けている生徒の在籍数

## (1) LD (学習障害)

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	20	14	1	35	0.06%
22年度	34	19	5	58	0.11%
23年度	33	9	1	43	0.08%

## (2) ADHD (注意欠陥多動性障害)

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	52	29	2	83	0.15%
22年度	93	31	7	131	0.24%
23年度	86	32	5	123	0.23%

## (3) HF PDD (高機能広汎性発達障害)

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	116	48	7	171	0.32%
22年度	160	65	5	230	0.42%
23年度	179	85	15	279	0.53%

※高機能広汎性発達障害には高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む

## (4) 複数の診断

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	16	4	0	20	0.02%
22年度	21	7	1	29	0.05%
23年度	13	6	1	20	0.04%

※複数の診断に含まれる診断例：

LD (学習障害) と ADHD (注意欠陥多動性障害)

ADHD (注意欠陥多動性障害) と HF PDD (高機能広汎性発達障害)

LD (学習障害) と HF PDD (高機能広汎性発達障害)

## (5) 合計

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	204	95	10	309	0.57%
22年度	308	122	18	448	0.82%
23年度	311	132	22	465	0.88%

## 2 診断を受けている生徒が在籍する学校数

(単位：校)

年度	全日制	定時制	通信制
21年度	59	16	2
22年度	70	18	2
23年度	75	18	2

## 3 スクリーニングにより、特別な支援が必要だと思われる生徒数

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	合計	対全体比
21年度	605	165	770	1.42%
22年度	788	262	1050	2.06%
23年度	789	253	1042	2.07%

※通信制については、課程の特性により調査の対象外とした

## 4 診断を受けている生徒の進路状況(22年度卒業生)

(単位：人)

障害名	進学	就職	作業所等	その他	合計
学習障害 (LD)	5	4	0	1	10
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	15	5	0	5	25
高機能広汎性発達障害 (HFPDD)	35	6	0	10	51
複数の診断	1	1	0	0	2
合計	56	16	0	16	88

※高機能広汎性発達障害には高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む

※複数の診断に含まれる診断：

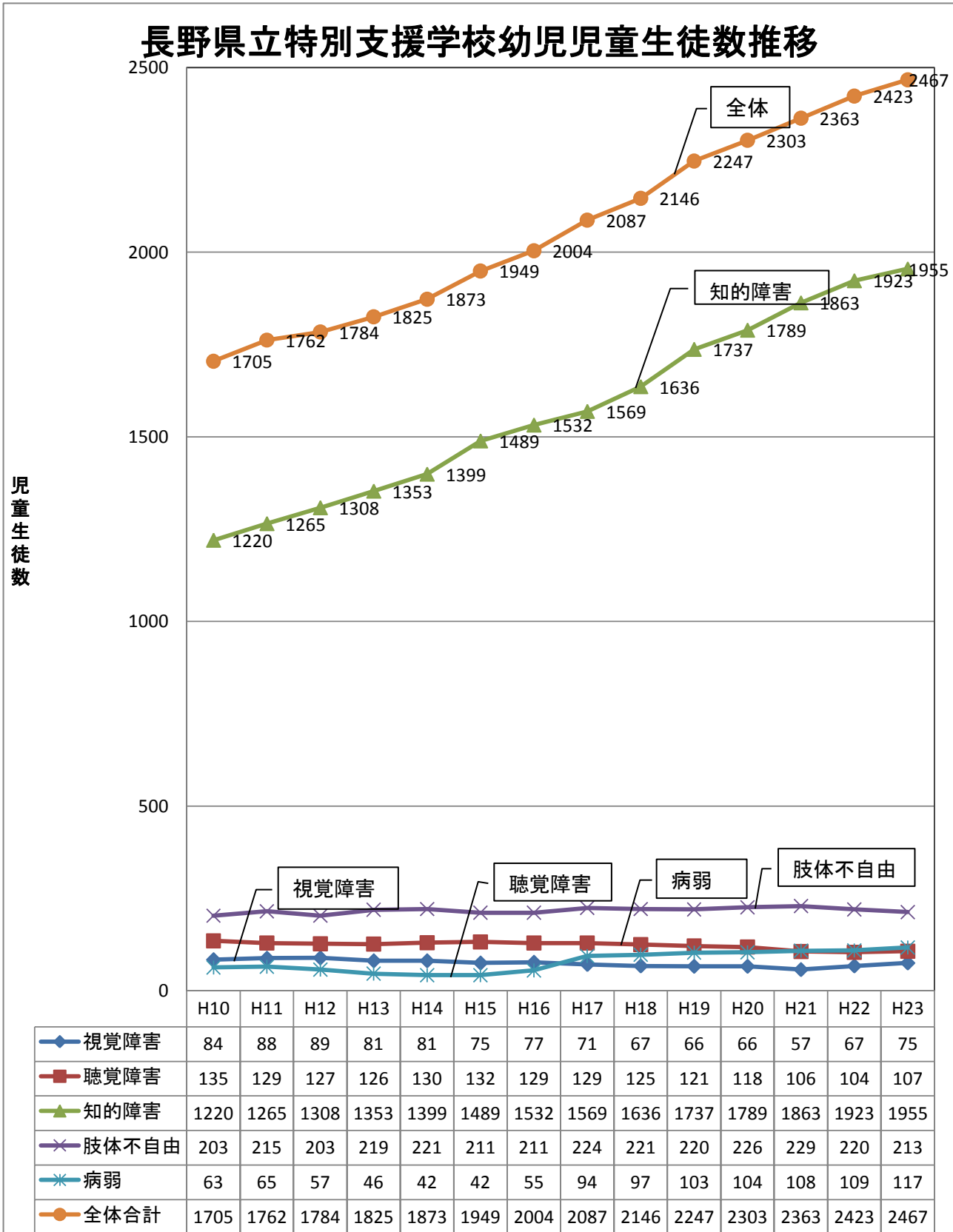
ADHD(注意欠陥多動性障害)とHFPDD(高機能広汎性発達障害)

※その他の進路：家居、アルバイト等

4 特別支援学校の状況

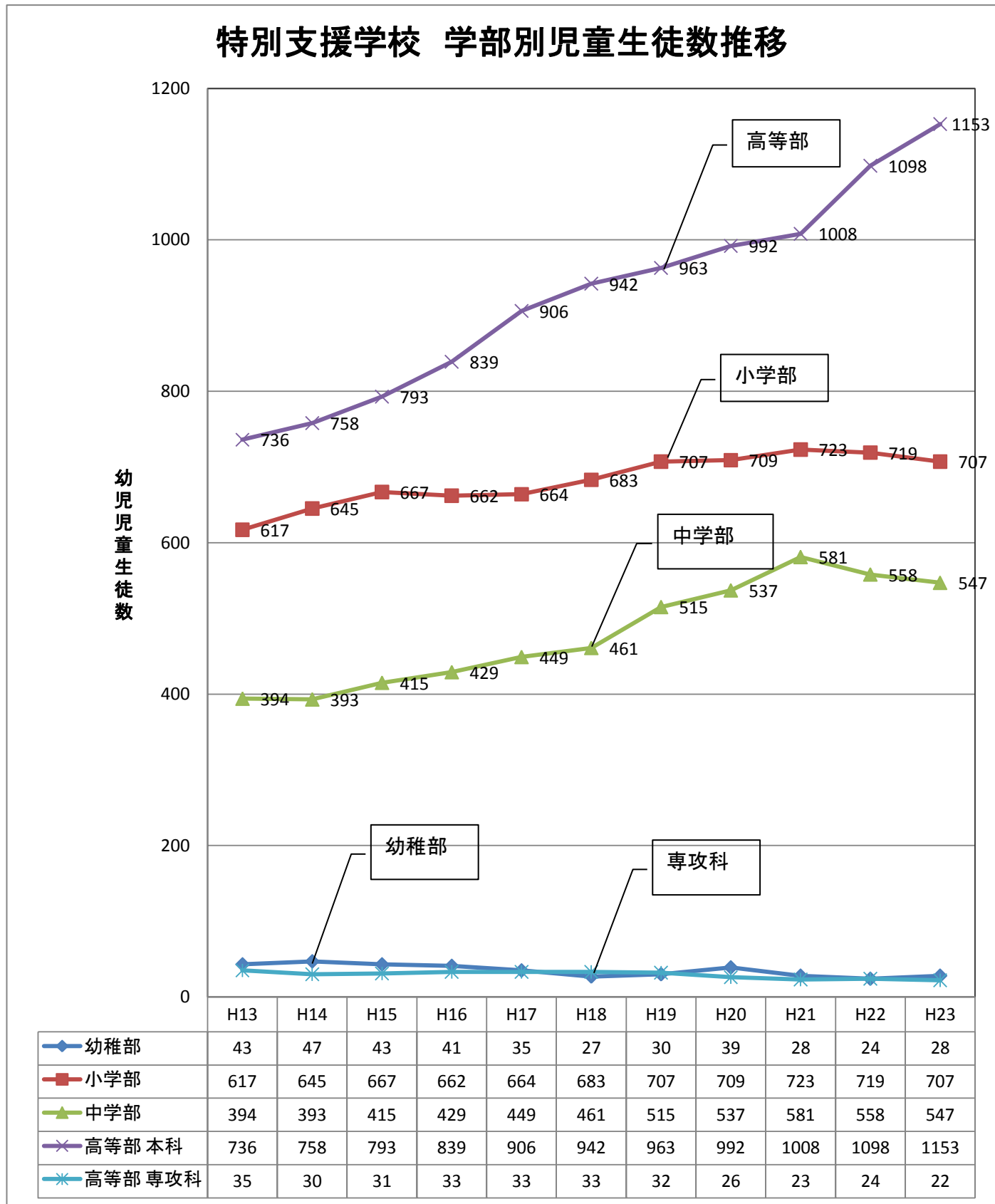
(1) 幼児児童生徒数の推移

① 障害種別特別支援学校在籍数

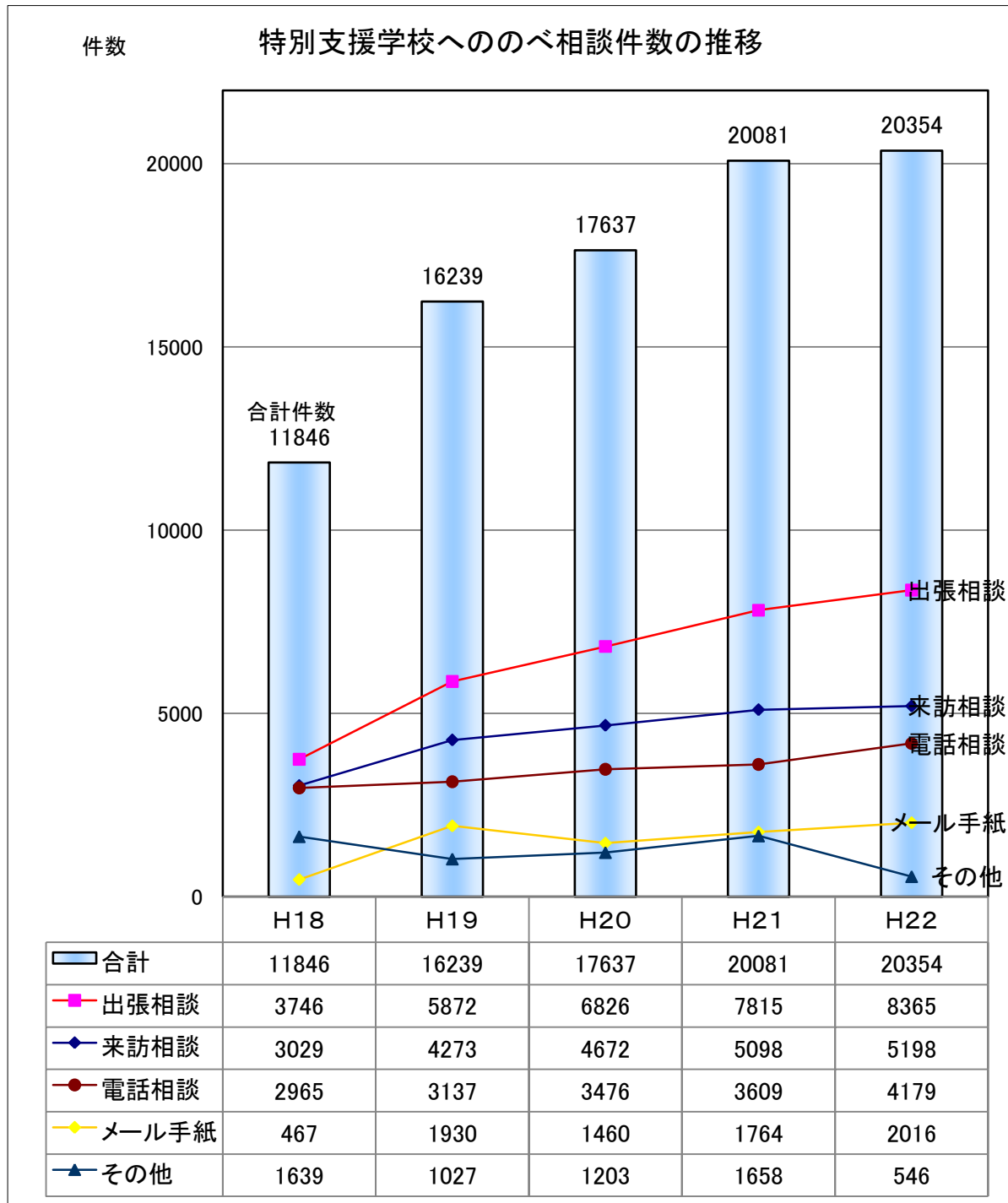




②学部別幼児児童生徒数の推移

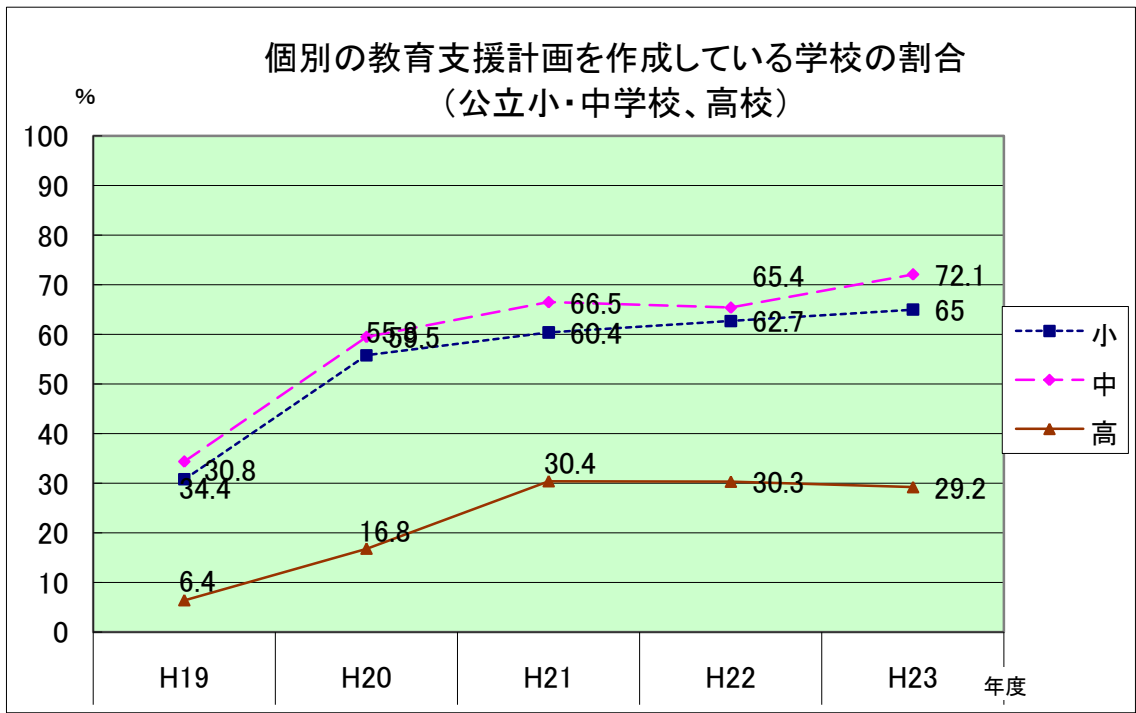
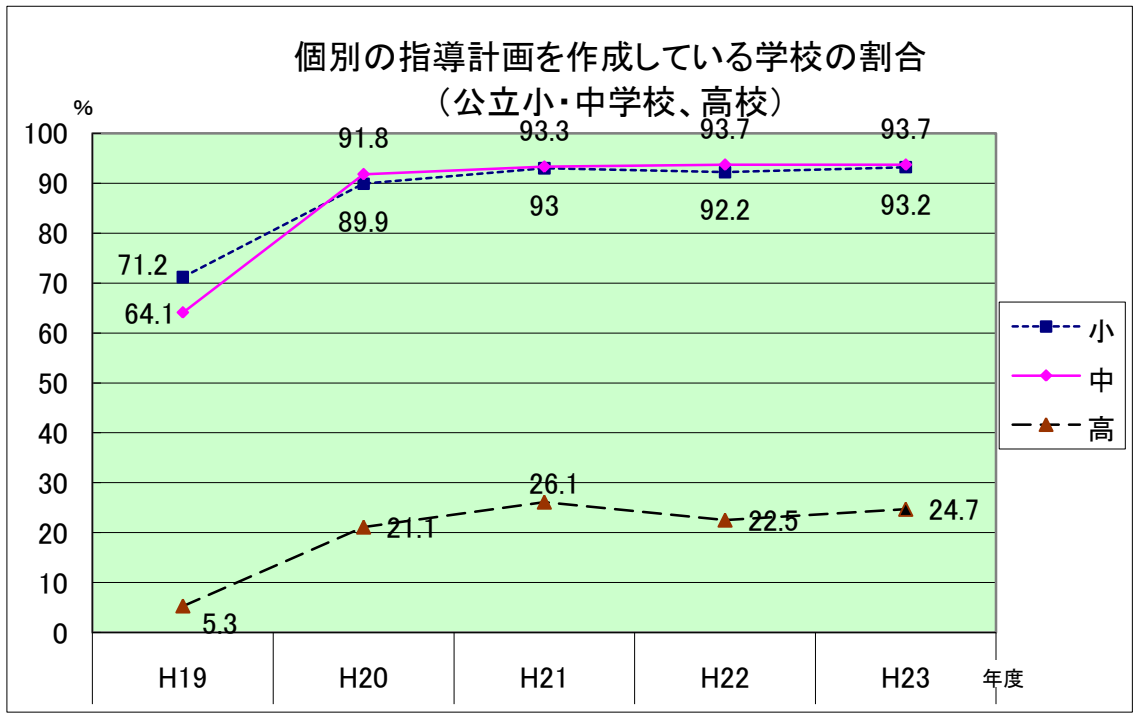


(2) 特別支援学校センター的機能による教育相談件数



5 個別の指導計画・個別の教育支援計画作成状況

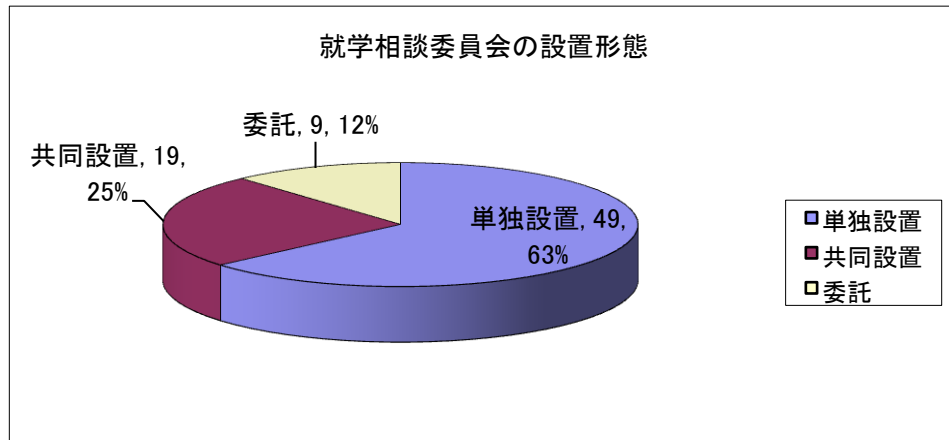
資料5



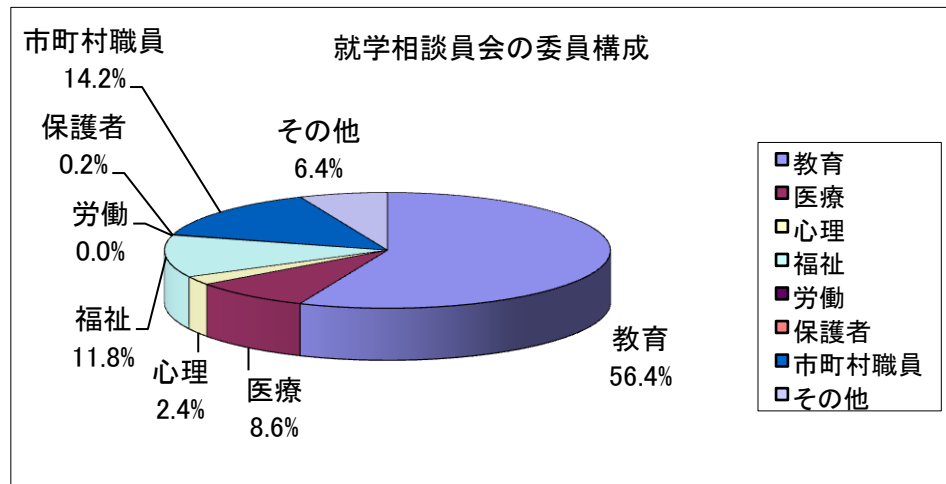
## 6 市町村の就学相談委員会の状況

資料6

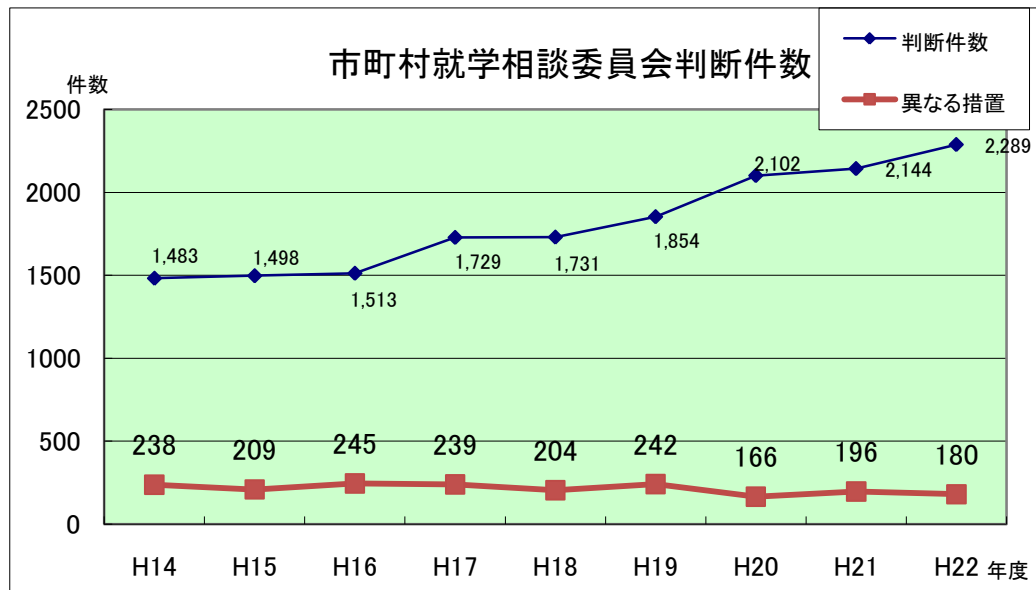
### (1) 就学相談委員会の設置形態(H23)



### (2) 就学相談委員会の委員構成(H23)



### (3) 市町村就学相談委員会の判断件数の推移



## 国連「障害者の権利に関する条約」と、インクルーシブ教育について

## 1 国連「障害者の権利に関する条約」に規定されたインクルーシブ教育について

(文部科学省中教審初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会資料より抜粋)

## (1) 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年9月28日 署名
- ・平成20年5月3日 発効

※計153カ国・機関が署名済み、うち119カ国が批准(平成24年7月31日現在)

## (2) 概要

障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

## (3) 教育関係の主要な条文(仮訳)

**第二十四条 教育**

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(inclusive education system)及び生涯学習を確保する。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

## 2 内閣府 障がい者制度改革推進会議 第二次意見に示された「インクルーシブ教育」

「人間の多様性を尊重しつつ、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害者が差別を受けることなく、障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育」

## 障害者基本法の一部改正における教育部分の改正の概要について

## 改正法の概要（第 16 条（教育）関係）

- （１） 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- （２） 国及び地方公共団体は、（１）の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- （３） 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。
- （４） 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

平成 22 年度長野県特別支援教育連携協議会報告書  
**「長野県における今後の特別支援教育の方向について」【概要版】**

「すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校・地域を目指して」  
 ～ 地域力・学校力を高め活かす体制の整備 ～

## 今後の取り組みの方向性

### I 各学校が、教育的ニーズに応じた教育を展開する体制

#### 1 教育的ニーズに応じ、連続的で多様な対応を展開する小・中学校

- (1) 通常の学級において、発達障害のある児童生徒も含めて、すべての児童生徒にとって分かる授業の実践ができる専門性の向上を目指す必要があります。
- (2) 一部特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級を基盤に、ニーズに応じて適切な支援が受けられるよう連続的で多様な教育対応を展開できる体制を目指す必要があります。
  - ①すべての学校に「発達支援室(仮称)」を設置
  - ②LD等通級指導教室を計画的に増設
  - ③特別支援学級を弾力的運用
  - ①～③について、相互のバランスや関連性、短期的・中長期的な進め方を検討しながら、体制を構築する。
- (3) 特別支援学級への適切な就学の在り方を検討するとともに、特別支援学級での学習の充実を目指す必要があります。
- (4) 小中学校が自立的に課題を解決できるよう、一定の地域ごとに専任の中核特別支援教育コーディネーターを配置する方向を目指す必要があります。

#### 2 特別支援教育の視点を取り入れた高校における教育の充実

- (1) 高等学校に在籍する支援を必要とする多様な生徒への日常的な支援を引き続き充実させていく必要があります。
- (2) 関係機関と連携しながら、卒業後を見据えた就労・進学支援の充実を図る必要があります。
- (3) 中学校と高校との連携を更に促進する必要があります。

#### 3 障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援学校

- (1) 各特別支援学校の連携等を通して、可能な限り複数の障害種に対応した教育を行うことができる方向を検討していく必要があります。
- (2) 多様な教育的ニーズに応じるため、教育課程の充実と専門性の更なる向上を目指す必要があります。
  - ・OT・PT・ST等外部専門家との連携システムを構築
  - ・自立活動担当教員の適切な配置と各学校における自立活動の充実
  - ・高等部分教室の設置
  - ・医療的ケアを必要とする児童生徒への、安心・安全で適切な教育の提供など。

- (3) 寄宿舎と教室の連携による教育支援の充実を進める必要があります。
- (4) 各学校や各地域の教育的ニーズを把握し、地域の実情に応じた教育環境の整備を進めていく必要があります。
- (5) 特別支援学校は、人材育成やネットワークの構築を通して、学校力・地域力を高め、地域の自立的な体制が機能する方向でセンター的機能を発揮する必要があります。

## 4 特別支援教育の地域化

- (1) 障害のある児童生徒が、より居住地に近い場で共に学べるために、特別支援教育の専門性がそれぞれの地域で高まり、小中学校、特別支援学校双方の良さを活かして学べる仕組みや、小中学校においてより専門性の高い教育を提供できる体制づくりを検討する必要があります。

## Ⅱ 地域の中での幅広い連携と、継続した支援の体制

### 1 生涯を通じての、一貫した相談・支援体制

- (1) 地域の人材を活用しながら巡回相談支援チームを形成し、保護者、幼稚園・保育所、小中学校等に対して継続的かつ日常的に支援することができる体制構築を目指す必要があります。

※巡回相談支援チーム＝市町村において、保健師、就学相談担当者、医療関係者などにより組織され、幼稚園・保育所、各学校等へ出向いて、相談、助言などの支援をする。

- (2) 就学前の段階から、支援が必要なすべての子どもに対し個別の支援計画を作成し、引き継ぐことができる支援体制を目指します。

※個別の(教育)支援計画＝長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるもの。保健・福祉・医療等による支援を結びつけるとともに、ライフステージの移行期には支援情報を引き継ぐ。

- (3) 市町村における就学相談・判断が更に充実するよう支える必要があります。
- (4) 卒業後の生活への移行期において、特別支援学校や高等学校と、様々な支援機関が連携して支援する体制を整える必要があります。

### 2 地域における特別支援連携協議会の機能を有する組織の整備

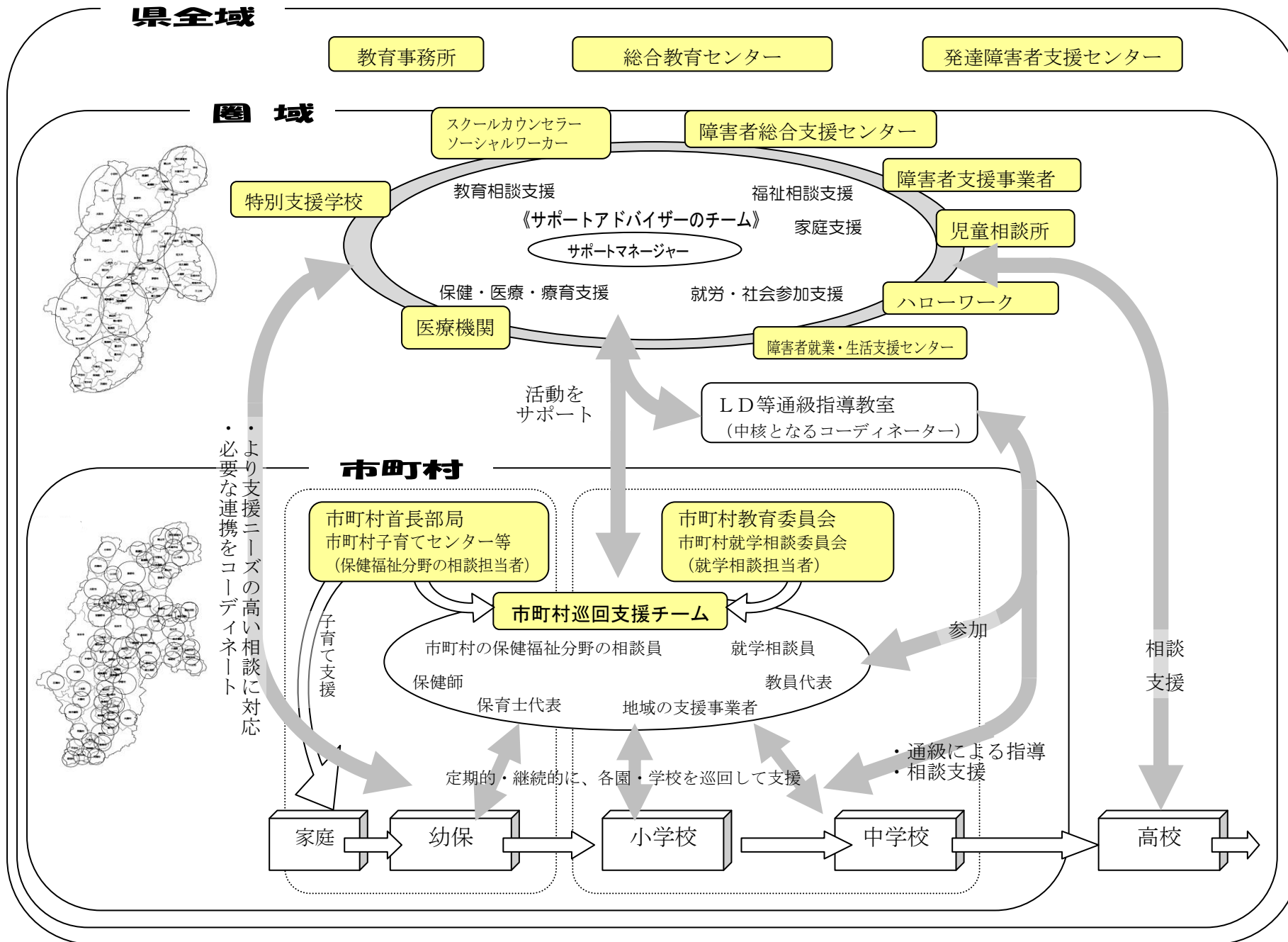
- (1) 市町村、圏域、県において、特別支援連携協議会の機能を有する組織を明確にし、「個別の(教育)支援計画」の作成・活用ができる体制づくりに取り組む必要があります。

## Ⅲ 県民への理解啓発の推進

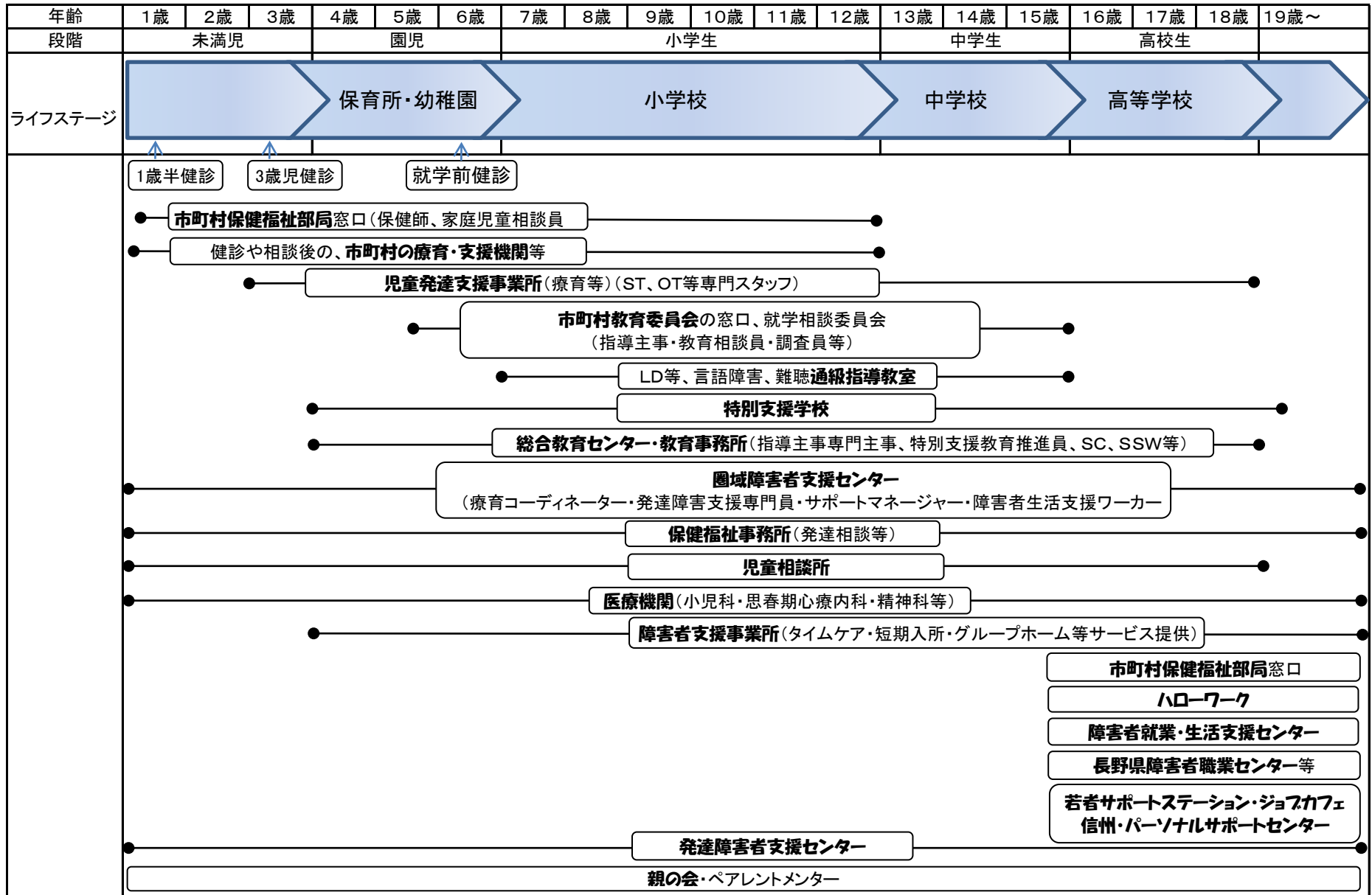
- (1) 「発達障害の理解」に関する啓発について、対象者や実施方法を明確にし、効果的な研修を実施し、支援力の全体的な底上げを図る必要があります。
- (2) 障害児者が地域社会の中で豊かに生活していくことにつながる情報発信をしていくことも重要です。



学校を支える複層的な支援体制 概念図



# ライフステージに応じた支援資源のマップ



# 長野県特別支援教育推進計画(案)【概要版】

～ すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校・地域を目指して ～

- 長野県特別支援教育連携協議会（平成 21～22 年度）の報告書や、県民意見、障害者基本法の改正等特別支援教育をとりまく動向等を踏まえて策定。
- 本県において目指すべき特別支援教育の基本方向と、その将来的な実現に向けて、およそ 10 年後を見据え、平成 29 年度までを目安とした施策推進の方向性を示す。

## 基本方向

- (1) 子どもたちは皆、多様な教育的ニーズを有している存在であるという認識に立ち、すべての関係者によって特別支援教育を推進することを通して、すべての子どもが輝く教育を目指します。
- (2) 支援を必要とする子どもが、自立と社会参加に向けて、できる限り身近な地域で必要な支援を受けられ、すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育を目指します。

## 推進の方向

### 一 各学校が、教育的ニーズに応じた教育を展開する体制

#### I 小中学校における特別支援教育の充実

- 1 通常の学級における特別支援教育の充実
  - ・ 通常の学級において、発達障害等のある児童生徒も含めて、すべての児童生徒にとって分かる授業の実践ができるよう、授業のユニバーサルデザイン化の実践を促進するとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- 2 通常の学級を基盤に連続的で多様な教育対応を展開できる体制の構築
  - ・ 一部特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級を基盤に、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられる連続的で多様な教育対応を展開できる体制について、モデル研究を通して検討し、ガイドラインを示して普及を図ります。
- 3 特別支援学級における教育の充実
  - ・ 特別支援学級担当教員の専門性の向上を図り、特別支援学級における指導の充実を推進します。
- 4 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会を基盤とした連携体制の充実
  - ・ 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会を基盤として、連携の充実、地域の教員全体の支援力向上などを図る体制を目指します。また、その中核となるコーディネーターの在り方について検討します。

## Ⅱ 高等学校における特別支援教育の充実

### 1 高等学校における日常的な支援の充実

- ・ 発達障害等のある生徒に対する支援を効果的に行うために、高等学校における支援体制の研究をさらに進め、各校の実態に応じた体制整備を促進します。
- ・ 生徒の多様な実態、教育的ニーズに応える特色ある教育課程・教育内容の研究を進め、発達障害等のある生徒への多様な支援を展開します。

### 2 就労・進学支援の充実

- ・ 関係機関との連携を促進し、キャリア教育、就労・進学支援の充実を図ります。

### 3 中学校・特別支援学校との連携の充実

- ・ 中学校・特別支援学校との情報交換および協議を深める機会を設定し、生徒支援のために校種間の連携を図ります。

## Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

### 1 障害の重度・重複化、多様化への対応

- ・ 障害の重複化に対応できるように、各特別支援学校の有する専門性を相互に活かし合う体制や、外部専門家と連携した支援ができる体制を整備するとともに、複数の障害種に対応する学校の在り方について検討します。
- ・ 各特別支援学校において、計画的・組織的に実践研究を進め、日々の授業の充実を図ります。
- ・ 自立活動担当教員の配置の拡充と専門性向上を図ることにより、自立活動の充実を図ります。
- ・ 免許法認定講習の充実、校外研修への参加促進・校内研修の充実により、各教員の更なる専門性の向上を図ります。
- ・ 児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育課程編成の在り方について研究を進めます。
- ・ 医療的ケアの必要な子どもが、安心・安全に学校生活を送れるよう、看護師を配置するとともに、安全で適切な医療的ケアを行うための研修体制や、関係機関の連携体制を整備します。
- ・ 学校・寄宿舍・保護者の連携のもと、一人一人の社会自立に向けた支援の充実を図るとともに、今後の寄宿舍の在り方について検討します。

### 2 卒業後の生活や就労に向けた支援の充実

- ・ 一人一人のニーズに応じた進路実現のために関係機関と連携した就労支援の充実を図ります。
- ・ 一人一人のニーズに応じた進路実現のため、企業との理解・啓発を図っていきます。

### 3 学校力・地域力を高め活かすためのセンター的機能の充実

- ・ 特別支援学校が、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校の相互連携や関係機関との連携を促進し、地域の中で課題解決できるように支えるセンターとしての機能を発揮します。

### 4 特別支援学校の教育環境の充実

- ・ 各学校の教育的ニーズや地域の状況に応じた特別支援学校の教育環境の整備を進めていきます。

## IV 特別支援教育の地域化

### 1 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実

- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置いて、同年代の友と共に学ぶことができる体制づくりを進めます。
- ・ 現在設置している幼稚部・小・中学部の分教室による実践とともに、地域において特別支援学校の専門性を生かした教育が受けられる方策について検討します。
- ・ 高等部分教室について、これまでの実践の成果を踏まえ、生徒の多様な教育的ニーズに対応する教育課程を検討するとともに、引き続き、設置の可能性について検討します。

## 二 地域の中での幅広い連携と、継続した支援の体制

### I 地域における連携支援体制の充実

#### 1 早期から継続的に支え、つなぐ相談・支援体制づくり

- ・ 市町村が地域の人材を活用した巡回相談支援チームを形成し、保護者、幼稚園・保育所、小・中学校に対して継続的かつ日常的に支援することができるよう、体制づくりを支援します。

#### 2 「個別の教育支援計画」を作成し、引き継ぎ、活用するシステムの構築

- ・ 就学前の段階から、支援が必要なすべての子どもに対し個別の（教育）支援計画を作成し、引き継ぐ取組を支援します。

#### 3 「特別支援連携協議会」と「自立支援協議会」の協力による支援体制づくり

- ・ 「地区特別支援連携協議会」の代表者等からなる「長野県特別支援教育連携協議会」を開催し、「地区特別支援連携協議会」等の活動推進をサポートします。

### II 就学支援の充実

#### 1 継続した就学相談・適切な就学判断を支えるための支援策

- ・ 市町村において、医療や福祉、保健分野との連携を図りながら、早期から就学相談が継続的になされ、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる適切な就学先の決定がなされるよう、就学相談の体制整備や機能の充実を支援します。
- ・ 校内就学相談委員会の機能の向上と特別支援学級の適切な運営・指導を推進します。

## 三 理解啓発の推進

### 1 発達障害児者支援への理解の推進

- ・ 関係部局等と連携し啓発活動を行うとともに、発達障害の理解・啓発にあたる人材の育成や、研修への講師派遣等を行い、学校をとりまく地域社会における啓発活動を促進します。

### 2 共に地域で豊かに生活していくための情報発信

- ・ 障害児者が地域社会の中で豊かに生活していくことにつながる情報を発信します。

## 長野県特別支援教育推進計画（案）に対する意見募集について

特別支援教育課

### 1 実施方法

標記計画（案）について、下記のとおりパブリックコメントの募集を行いました。

- (1) 意見募集期間 平成24年7月12日（木）から平成24年8月10日（金）まで
- (2) 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

### 2 意見募集の結果

意見総数 34件（提案者5（個人・団体含む））

総数	項目内容	件数
34件 (12項目)	はじめに	1
	基本方向	1
	通常の学級における特別支援教育の充実	6
	連続的で多様な教育対応	7
	中核となるコーディネーター	3
	特別支援学級における教育の充実	1
	小中学校における医療的ケア	1
	高等学校における特別支援教育の充実	3
	特別支援学校における教育の充実	4
	特別支援教育の地域化	1
	理解啓発の推進	4
	その他	2

## 長野県特別支援教育推進計画（案）に対するご意見について

- 意見募集期間 平成24年7月12日（木）～平成24年8月10日（金）
- 意見の総数 34件（提案者 5（個人・団体含む））

No.	該当箇所		意見要旨	意見に対する県の考え方
	頁	項目等		
1	－	はじめに	「インクルーシブ教育」とは、障害のある子だけでなく、外国籍児童・帰国子女・不登校児童なども含まれ、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもを対象に、教育から排除されないことを言います。本計画では、対象を障害のある子だけに限っていますが、本来の「インクルーシブ」の理念から考えると、狭い対象となっています。ぜひ対象の範囲を広げてください。	インクルーシブ教育に近づいていくためにも、「特別支援教育」を着実に進めていくことが大事であると考えています。また、特別支援教育の理念に示されている通り、特別支援教育は共生社会の形成の基礎となるものであり、特別な教育課程編成の対象は、障害のある幼児児童生徒ですが、特別支援教育を推進していくことは、すべての子どもが輝く教育につながるようになるとの考えのもと、基本方向（p.1）にその旨を示しました。
2	P.2	基本方向 計画の位置 づけ	推進計画と関連する計画等について、県教育委員会においては「地域化推進計画」、国の動向においては「障害者総合支援法」「文部科学省中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」が明記されていませんので、書き加えていただきたいと思えます。	障害者総合支援法については加筆します。「養護学校高等部地域化プラン研究会」の最終報告（平成16年1月）等は、県教育委員会に対する報告書ですので割愛させていただきました。また、文部科学省中央教育審議会に関わる報告書等も同様とさせていただきます。
3	P.3	通常の学級 における特 別支援教育 の充実	通常学級にも発達障害をはじめ多くの支援を必要とする児童生徒がいる事は周知の事実です。ゆきとどいたきめ細やかな支援ができるよう、学級規模の縮小が最重要課題です。30人規模学級を中学校3年生そして、高等学校へと拡大すべきです。更に、通常学校では、先進諸外国並みに20人学級の実現をめざすことが、「すべての子どもが輝く教育」	県教育委員会としては、30人規模学級の中学3年までの拡充に引き続き努力します。更に高校における学級規模の縮小や、20人規模学級とすることは現状では困難と考えますが、小中学校における30人規模学級の良さを生かし教育活動の充実を図りたいと

			「すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育」の実現につながります。	考えています。
4	P.3	通常の学級における特別支援教育の充実	「通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒の通常の学級での生活や学習上の困難さが増し、二次的に情緒面での困難さを生じて、より特別な支援を必要として特別支援学級に入級するケースが増加している」というとらえの背景について、通常学級の現状分析が大変曖昧と言えます。今や通常学級は、「学力テスト」の導入に見られるように、一面的な「学力」が強調されることにより、授業の質が変化してきたりテストやプリント学習が多くなったりするなど、障害のある子どもたちが通常学級に居づらくなっている要因があります。国連子どもの権利委員会から繰り返し指摘されているように「過度に競争的な日本の教育制度」を改めること、学級定員を20人規模にしてどんな子どもも包みこめるような学級にしていくことが必要です。そういった記述が全くありません。ぜひ追加をしてください。	また、通常の学級における授業の質や教職員の教育実践に関して、すべての児童生徒にとって「わかる・できる」授業が実践できるよう、施策を推進する中で、教職員の専門性向上に向けた取組や授業のユニバーサルデザイン化の実践を促進していきたいと考えています。
5	P.3	通常の学級における特別支援教育の充実	特別支援学級及び在籍者数の増加の要因の一つとして、「通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒の通常の学級での生活や学習上の困難さが増し」とありますが、受験競争や学力テスト等の競争の激化、新学習指導要領が学習内容の詰め込みとなり、また上から規範意識を押しつける指導の強まり等が、子どもの実態を真ん中においた教職員の自由で自主的な教育実践を奪い、とくに特別支援を必要とする子どもに大きな影響が出ていると考えます。	
6	P.3	通常の学級における特別支援教育の充実	「分かる授業の実践」「子どもたちが互いの良さや違いを認め合える学級づくり」「教員の専門性の向上」などが課題としてあるのは分かりますが、そのための時間の確保ができていないということが、現場に困難をもたらしています。教材研究・学級づくりの準備の時間を生み出すことが課題であり、抜本的な改善の方向性を明記すべきと考えます。	小中学校における、通常の学級を基盤とした連続的教育対応モデル研究の成果をまとめる中で、効率的な校内委員会の運営など具体的な工夫点や取組の成果等を発信していきたいと考えています。
7	P.4	通常の学級	推進に当たっては、校長・教頭の校内におけるリーダーシップが必要	施策を推進する上でご意見を踏まえ、県教育委員



		における特別支援教育の充実	です。校長・教頭に対する研修の機会をきちんと位置付けてください。	会事務局各課室が連携協力して必要な研修を実施してまいりたいと考えています。
8	P. 4	通常の学級における特別支援教育の充実	実態が多様化・重複化してきている児童生徒に対応する特別支援教育支援員の存在が重要度を増してきています。特別支援教育支援員の支援力向上のため、市町村に研修を任せるのではなく、県の責任として配置のための財政支援をしたり、研修の機会を設けたりすべきと考えます。	小中学校への特別支援教育支援員の配置については国の地方交付税により市町村に対して財政措置されています。施策を推進する上でご意見を踏まえ、市町村教育委員会とも連携して、支援員の支援力向上と有効な活用を促進したいと考えています。
9	P. 6	連続的で多様な教育対応	<p>長野県特別支援教育連携協議会から出された提言</p> <p>① すべての小中学校に「発達支援室（仮称）」（校内体制の一つとしてリソースルーム等を活用した一部特別な支援を行う場）を設置すること</p> <p>② LD・ADHD等通級指導教室を計画的に増設すること</p> <p>③ 特別支援学級の弾力的な運用の在り方について検討すること</p> <p>①～③を相互のバランスや関連性を検討し、通常の学級に在籍する、一部特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の支援の必要度に応じた教育対応を連続的に展開できる体制を構築すること</p> <p>これらの実現を現場の実感として切に願います。</p> <p>いずれにしても教員の増員が必要となると考えます。モデル研究は、現在の校内の教職員数のなかで出来る限りまかなっていくという方向ではなく、教員増による、より良い対応の実現となることを望みます。</p>	連携協議会からいただいたご指摘の提言を実効性のある具体的な取組としていくために、モデル研究を通して検討することを本計画に位置付けました。モデル研究を通して成果や課題を検証し、平成26年度を目途に、あらためて推進の方向を具体化したいと考えています。
10	P. 6	連続的で多様な教育対応	県内のことばの教室等の実態をみると1教室あたりの児童数が20名を超える教室があり（中には30名を超える教室もある）、そうした実態の改善は重要な課題です。とくに教職員配置基準の明確化や教職員配置の今後の見通しを明らかにする必要があることを明記すべきと考えます。	今後も通級指導教室の適切な配置に向けて努力してまいります。また、モデル研究の検証の中で、将来的なLD・ADHD等通級指導教室の役割や配置の在り方について検討し、具体的に示していきたいと考えています。
11	P. 6	連続的で多様な教育対応	県ではLD・ADHD等通級指導教室が小学校の10校しか設置されていないため、障害児学級に入級して指導を受けるケースが多くなりま	

		応	す。本県では、保護者の理解も進み、障害児学級の在籍率が比較的高くなっていますが、児童・生徒数3名での学級開設の条件を緩和し、1名での学級開設を進めるべきです。そして、「推進の方向及び計画」で示された、LD・ADHD等通級指導教室が果たすべき役割と将来的な増配置の在り方を示すことが重要です。	
12	P.7 P.8	連続的で多様な教育対応	LD・ADHD等通級指導教室の不足している現状認識は同感ですが、教室配置や教職員配置が、H27年度以降の課題になってしまっています。推進の方向及び計画の(イ)には、「将来的な増配置の在り方」を示すとあり、「モデル研究を受けた推進のイメージ」の表では、H26が再検討で、それ以降「教室配置を推進」とありますが、必要性の高い学校から順次配置していくことを盛り込むべきと考えます。	
13	P.7 P.8	連続的で多様な教育対応	モデル研究を踏まえて将来的な在り方を検討するようですが、それでは遅すぎます。毎年、特別支援学級が50学級前後増えている現状です。「LD・ADHD等通級指導教室が県下に10教室しかなく、特別支援学級への在籍を選択せざるを得ないケースが生じている」現状を一刻も早く是正していかなければなりません。LD・ADHD等通級指導教室を早期に計画的に必要とするすべての学校に設置する必要があります。	
14	P.7 P.8	連続的で多様な教育対応	「連続的な教育対応を展開する校内支援体制について、モデル研究を通して検討し、ガイドラインを示して普及を図る」としていますが、教員配置のないまま教職員による支援の範囲を広げることは、多忙な教育現場に更に拍車をかけるものです。 文部科学省の中央教育審議会に設置された特別支援教育の在り方に関する特別委員会の報告では、特別支援学級の早急な「特別支援教室化」を困難と判断しています。しかし、「特別支援教室化」にむけた検討を進める方向は出されています。教職員の多忙な実態を見ないまま、特別支援教室化を進めたり、支援の範囲を安易に広げたりすることはあってはなりません。	校内で支援の必要な児童生徒の教育的ニーズに応じて連続的な教育対応を行う上で、誰が行うのかという課題は重要な課題と考えています。モデル研究の検証の中では、現行の体制の中で何がどこまで実施可能か、より効果を上げるために必要な手立ては何か等を明らかにする必要があると考えており、実情を踏まえたガイドラインとしていきたいと考えています。 また、特別支援教室構想に係る動向には今後も注視しつつ、あくまでも現行制度の中で実施可能な範

15	P. 8	連続的で多様な教育対応	モデル研究校には特別な人的配置はされていませんが、「発達支援室（仮称）」のようなものを設けるためには、そこに常駐する専門の教員が必要です。発達障害の子どもほど、安定した関わりが必要であり、そこに行くといつも同じ先生がいて、安心して指導を受けられる体制が必要と考えます。	困での弾力的な運用について検討していきたいと考えています。
16	P. 10	中核となるコーディネーター	LD・ADHD等通級指導教室の担当教員が中核となるコーディネーターの役割を果たすとありますが、もともとLD・ADHD等通級指導教室が少ない中で教職員や保護者等の支援まで課すことは、過度の負担を強いることになり、本来の業務が薄いものになってしまう危険があります。中核となるコーディネーターは別枠で配置してください。	長野県特別支援教育連携協議会の報告においても「中核特別支援教育コーディネーター」の配置について提言いただいておりますが、新たな人員の配置については困難であり、既存の人的資源の活用の観点や有する専門性の観点から、当面はLD・ADHD等通級指導教室担当教員がこの役割を果たすことが最も実効性が高いと考えています。
17	P. 10	中核となるコーディネーター	特別支援教育コーディネーターが専任配置でない現状と課題が書かれています。それを踏まえて推進の方向では、「あり方について検討する」「研究を進める」「モデル研究を通して」「人事交流の在り方などについて研究」とありますが、具体的計画性に乏しいです。現状と課題を踏まえて、ぜひ専任で配置してください。	今後も、将来的なLD・ADHD等通級指導教室の役割や配置の在り方について検討し、具体的に示していきたいと考えています。
18	P. 10	中核となるコーディネーター	現状認識にあるように、特別支援教育コーディネーターが専任配置でないため、さまざまな業務に無理が生じています。多忙な学校現場の実態をみれば、専任配置を計画的にすすめることを基本にするべきです。また、LD・ADHD等通級指導教室担当教員が、他校へ出向いて指導や相談活動を行うことをモデル研究の上で考え、体制を整備するとしていますが、教職員の配置がなく実施されれば、無理が生じてくることが十分予想されます。	
19	—	小・中学校における医療的ケア	今回の計画案を見ても「医療的ケアが必要な子供が通常学校に通う」という考え方そのものが欠如していると感じていました。一昨年度に行われた「特別支援教育連携協議会」でも触れられていないことをみると、医療的ケア＝特別支援学校という固定観念のもと、思想が硬直していることが伺えました。特別支援教育と医療的ケアはあくまで同じ枠の中で	特別支援学校の就学基準に該当しない場合、医療的ケアが必要であっても小・中学校へ就学することになると考えます。就学に必要な教育環境の整備は設置者が行うこととなりますが、今後、県としても、特別支援学校で実施している医療的ケアのノウハウ

			<p>話し合われるべき問題と考えます。</p> <p>地域の学校へ通う能力（教育的ニーズ）を満たしているにもかかわらず、医療的ケアが必要なために、通うべき学校に入学することのハードルや負担が大きすぎる事が問題です。現状では、各自治体教育委員会の判断に委ねられているようですが、その結果、地域間での対応の違いとなっています。是非、県教委として現状に即した方向性や指針を示すべきと考えます。例えば、「医療的ケアが必要であっても、就学指導委員会において、通常学校への就学を認められた子供については、看護師資格を持つ人を特別支援教育支援員に採用する等、安全に受け入れる体制作りを行う」といった指針を出す事はできないでしょうか。</p>	<p>を生かし、市町村教育委員会等に対して、例えば医療的ケアの実施要項のモデルや安全・安心な医療的ケアを実施するための配慮事項をガイドラインとして示すなど必要な情報を提供するとともに、市町村が配置する看護師等へも研修の機会を提供するなどの支援をしていきたいと考えており、その旨を一のⅢ 1カ（ウ）に加筆しました。</p>
20	P. 9	特別支援学級における教育の充実	<p>中学校特別支援学級在籍者のうち約6割の生徒が高等学校に進学している実態を理由に、「可能な限り通常の学級在籍への移行を促すこと」とありますが、生徒が特別支援学級に在籍しているということは、その子の発達にとって一番ふさわしい場になっているということであり、特別支援学級の場での活動を充実させることこそ大事です。中学校の特別支援学級卒業生が、高校への移行がうまくいっていないとすれば、高校での条件整備を子どもの発達保障にふさわしく整えていくべきだと思います。</p> <p>また特別支援学級における教育を充実させる上で問題となることの一つに、高校受験があります。とくに中学校では、子どもと保護者の「高校に行きたい」という強い願いを受けることが多く、受験対策に重点をおくカリキュラムにするケースがあります。子どもの実態や発達をゆたかに保障するためのカリキュラムにするためには、受験体制の見直しが必要です。</p>	<p>特別支援学級に在籍する児童生徒の将来の自立に向けた適切な支援を実現するために、引き続き担当教員の専門性の向上を図るとともに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づく指導の充実に向けた特別支援学級の運営・指導に関する基本指針の作成を進め、特別支援学級における教育の充実を図ります。</p> <p>また、中学校と高等学校間の情報伝達や高等学校における教育課程・教育内容の研究について引き続き取り組みたいと考えています。</p>
21	P. 11	高等学校における特別支援教育の	<p>高校に特別支援学級の設置ができない事情は分かりますが、特別支援を必要とする子どもや保護者から高校教育への強い願いがあることを、国へ要請していくことは必要だと思います。</p>	<p>高等学校での特別支援教育の充実を図るために、臨床心理士等、専門性の高い職員の配置といった人的支援を講ずるように国に要望しております。特別</p>

		充実		支援学級設置に係る法整備については要請を行う予定はありませんが、今後も施策を推進する中で、発達障害等のある生徒を支援するための体制を整備するなど、現行の法制度の中で可能な支援の在り方を引き続き研究してまいります。
22	P. 11	高等学校における特別支援教育の充実	<p>「現状と課題」では「長野県では、中学校の特別支援学級に在籍する生徒の約6割が高等学校に進学しています」と指摘しています。全国平均は約23%なので、全国平均から見ても約2.6倍もの障害児が高等学校に進学していることとなります。この背景にあるのは、小・中学校で障害児学級という小集団によるきめ細やかな支援を受けているからこそ、高等学校への進学率（全国1位）が高いのではないのでしょうか。今後、更に特別支援学級から高等学校へ進学する生徒が増加の方向で推移するものと思われるため、高等学校の学級規模を縮小する事をはじめ、とりわけ支援の必要な生徒の進学率の高い特定の課程・学校（職業科・定時制）などに教員配置を行い、条件整備を進めることが必要です。また、今後、国に対して高等学校に障害児学級の設置がきるよう法整備を進めるよう働きかけていくことも重要です。</p>	
23	P. 11	高等学校における特別支援教育の充実	<p>「特別支援学級を高等学校に設置することはできません」とありますが、学校教育法第81条には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる」と明記されています。誤解を招かないためにも、「学校教育法においては設置することが明記されていますが」と加えたほうがいいと思います。</p>	ご意見の趣旨を踏まえて加筆します。
24	P. 16	特別支援学校における教育の充実	<p>障害児学校の教職員不足は深刻です。教職員定数の標準法通りの配置が求められています。標準法にてらして、県下18校の障害児学校で280名の教員が不足しています。子どもたちの障害の重度化・重複化・多様化がすすみ、益々理解や指導が難しくなっているなかで、子ども達に寄り添ったきめ細やかな教育実践を進められない状況があります。</p> <p>一方で、小学校では30人規模学級が進められ、本年度より中学校2年生でも30人学級が実現し、来年度は中学3年生に拡大される方向です。義務教育では標準法を上回る措置がされているにもかかわらず、障害児</p>	P.16 推進の方向及び計画のウ(ア)に示した通り、特に不足している自立活動担当教員の配置に重点を置き、引き続き努力してまいります。

			学校では、標準法すら守られていません。280名もの標準法との乖離解消をなるべく早期に図り、更に標準法を上回る配置の実現が必要です。	
25	P. 17	特別支援学校における教育の充実	寄宿舎教員は、昨年度の定数法との乖離は40名を超えています。週に1回の宿直が法の趣旨ですが、学校によっては絶対的な職員不足により、週2回の所もあります。	職員の配置については今後とも改善に向けて努力するとともに、計画に示したように、長期的な展望のもとに今後の寄宿舎の在り方を検討していきたいと考えています。
26	P. 17	特別支援学校における教育の充実	寄宿舎の重要性が指摘されていますが、職員の配置について触れられていません。具体的なビジョンを示すことが必要です。	
27	P. 20	特別支援学校の教育環境の充実	<p>「特別支援学校の過大規模化への対応」も喫緊の課題としていますが、教室不足や活動場所の不足のために、教育内容に様々な制限が生まれています。過大化・過密化の解消に向けて、具体的なビジョンを示すことが必要です。</p> <p>長野養護学校の目と鼻の先にある長野市立長野高校（旧皐月高校）が新校舎を建設しましたが、新しく広い校舎や校庭でのびのびと学ぶ市立長野高校の生徒と、狭いプレハブ校舎に押し込められる長野養護学校高等部の生徒達の教育環境の違いは歴然としています。国内では「障害者の権利条約」の批准に向けて法整備が進められていますが、同年齢の市民と同等の権利をうたった条約の精神に明らかに反しています。</p>	P.20 推進の方向及び計画のアに示した通り、施策推進の中で、過密化等の状況に応じた必要な施設整備に引き続き努力してまいります。
28	P. 21	特別支援教育の地域化	須坂市では、「地域の子は地域で育てる」として保護者と須坂市教育委員会が一体となり要望するなかで、須坂小学校に長野養護学校の分教室が開設されました。そして、平成23年から須坂市立須坂支援学校が開設されました。各地でこうした学校建設の取り組みが進められるよう、県としての援助が必要です。	分教室等の設置については、今後も地域の実情を十分に把握しながら丁寧に検討したいと考えています。また、分教室に限らない多様な地域化の方策（副次的な学籍や特別支援学校教員による巡回相談等）も検討していきたいと考えています。
29	P. 31	理解啓発の推進	保護者との懇談において、特別支援学級に入ってしまうと、通常学級との関わりが絶たれてしまうと感じていたり、特別支援学校よりも、通常学校にいて、通常の子と同じになれると考えたりしている場合がよく見られます。特別な支援の必要性を伝えながら、インクルージョ	施策を推進する中で、更なる保護者への情報提供や個別の教育支援計画を活用した連携、保護者の想いに寄り添った相談支援を具現していくことが大切だと考えています。

			ンと地域化を進めるにあたり、特別支援のニーズに対しての意識が薄れてしまい、特別なニーズを理解せずに他人任せの子育てとなってしまうよう特別支援教育への理解啓発をしていく必要を感じます。	
30	P. 31	理解啓発の推進	障害に対する理解がないままでは、「できればかかわりたくない」「片隅に追いやりたい」といった考えを引き起こしがちになり、どんな計画を立てても意味を成しません。障害に対する認知を高めていながら、社会全体として障害を抱えた人たちをどう支えるか、特に学校現場がどう対応できるのかが非常に重要と考えます。県教委は、対応を各市町村教委に任せるのではなく、主体的に行動される事を強く望みます。	教職員への理解啓発については、引き続き、一のIの1ア (p.4) に示した研修等を通して充実を図ってまいりたいと考えています。
31	P. 31	理解啓発の推進	教職員間においても発達障害に関して基本的な知識としての「ワーキングメモリー」についての認識、また、服薬に関する考え方などがまだまだ不十分に感じます。	
32	P. 31	理解啓発の推進	<p>近頃、書店には発達障害の本が所狭しと並べられるようになり、テレビドラマなどでも取り上げられ、一定の理解が進んできたと感じていました。しかし、先日「大阪維新の会」市議団が議会に提出しようとしていた「家庭教育支援条例」に、発達障害が「親の愛情不足が要因」「伝統的子育てで防止できる」との記述があり、批判が相次ぎ公表から1週間で撤回に追い込まれたとの報道に驚きました。発達障害は明らかに脳の機能障害であり、あまりに非科学的な障害者観に多くの保護者が抗議の声を上げ、条例案は撤回されました。生きづらさを抱えた本人や保護者をますます追い詰めるもので、30年～40年も前の障害者に対する見方に驚きをおぼせません。</p> <p>政治家ですら、発達障害を「親の愛情不足が原因」ととらえている方がいるとすれば、県民のなかにも十分に理解が行き届いていないとみてもよいかもしれません。発達障害児者とその家族に対して、「親の愛情不足が原因」「しつけができていない」と自己責任論で追い詰めないよう、理解啓発の推進を一層進めるよう要望します。</p>	施策を進める中でご意見の趣旨を生かしていきたいと考えています。

33	－	全体を通して	全体を通して、「LD・ADHD等通級指導教室を平成〇年までに、いくつ開設する」とか、「特別支援学級の定員を6名にする」とか、「特別支援学級の開設基準を1名からとする」といった具体的な見通しや計画が全く盛り込まれていないため、計画は作ったけど全く進まないといった事態が起こることが予想されます。県教委の主体性をもっと発揮していただき、財政当局を動かし、具体性のある推進計画となることを望みます。	本計画は、施策推進の方向性を示すものであり、本計画に基づき、具体的な事業の推進について、年度ごと努力してまいります。
34	－	全体を通して	条件整備や財政措置なしに改革は進みません。日本は、OECD（経済協力開発機構）加盟の34カ国中で教育予算は最低レベルです。国に対して更に具体的な条件整備や財政措置を求める必要があります。	ご意見を踏まえ、必要な条件整備等については国に対して求めてまいります。